

別紙企畫院總裁上申

閣下第二六五號
昭和十八年五月十一日
昭和十八年六月一日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣
海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣
司法大臣

逓信大臣

陸軍大臣

大藏大臣
文部大臣

鐵道大臣

陸軍大臣

陸軍大臣
農林大臣

厚生大臣

陸軍大臣

Handwritten signatures and seals of various ministers, including the Prime Minister and several cabinet members.

役力ノ増強ニ付對策ヲ講スルコト
五 右ノ外國内食糧ノ綜合供給力增加並運賃米ノ取得確保ニ關シ別途
措置スルト共ニ輸送地所要資材ノ配當等ヲ確保スルニ努ムルコト

産業整備基本要綱ニ關スル件
右閣議ニ供ス

通牒案

年 月 日

内閣書記官長

各省大臣(外務大臣ヲ除ク)

法制局長官

企畫院總裁

情報局總裁

宛(各通)

技術院總裁

戦力増強企業整備

産業整備基本要綱ニ関スル件

産業整備基本要綱別紙ノ通閣議

決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

内閣

産業整備基本要綱ニ關スル件

通牒案

昭和十八年五月三十一日

内閣書記官長

先立昧友新新命ニ承リ此新ニ及リ新
産業整備基本要綱限為ニ此閣議
決定スルニ付閣議ニ關スル件
昭和十八年五月三十一日
閣議決定

外務大臣 齋藤 一

企發院上申第一二八號

昭和十八年五月三十一日

企發院總裁 鈴木 貞一

内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

産業整備基本要綱ニ關スル件

首類ノ件ニ關シ別紙ノ通牒案決定相成様致成本院官制第一條第一項
第一號ニ依リ此段及上申條

極秘

目次

戦力増強企業整備基本要綱

- 別冊 第一 企業整備（第一種工業部門）措置要綱
- 第二 小賣業ノ整備ニ關スル件
- 第三 企業整備ニ伴フ工場等轉用ニ關スル措置要綱
- 第四 企業整備ニ伴フ從業者措置要綱
- 第五 企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱
- 第六 企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

極秘

戦力増強企業整備基本要綱 (昭和十八年六月一日
閣議決定)

第一方針

一 大東亞戦争ノ現段階ニ對處シテ戦争ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲國民戦時生活ノ確保ヲ期シツツ皇國ノ綜合戦力就中直接戦力ヲ急速且最高度ニ増強スル目的ヲ以テ從來ノ企業整備ノ趣旨ヲ擴充シ新ナル構想ノ下ニ企業整備ヲ實施スルモノトス

二 企業整備ニ當リテハ左ノ各點ニ重點ヲ指向スルモノトス

(一) 戦争遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ計畫的ニ轉活用シ之ヲ擧ゲテ戦力化スル爲産業ノ各部門ニ於ケル各種生産要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備スルコト

(二) 戦争ノ進展ニ伴ヒ愈々擴充ヲ要スル部門ニ於テハ前號ノ外特ニ企業系列ノ整調強化、生産機能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産

性ヲ最大限ニ昂揚セシムルコト

三 企業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戰時財政經濟ノ全體的運轉ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進ンデ之ガ活潑強力ナル運轉ヲ期スルモノトス

第二 要領

一 工業部門ノ整備

(一) 方針ニシテハ(一)ニ基キ綜合戰力増強上必要トスル勞務ノ供出、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ寄與スルコト大ナル工業部門(第一種工業部門ト稱ス)ノ整備ハ積極的ニ之ヲ推進セシム本部門ノ整備ハ各工場ニ付左ノ各號ノ區分ヲ爲シ所要ノ措置ヲ講ズルニ依リ之ヲ實施ス

イ、操業工場 戰爭遂行並ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スル爲一定數ノ工場ヲ選擇シ之

ニ生産ヲ集中ス

ロ、保有工場

空襲其ノ他ノ災害、物資需給關係ノ變動等ニ備ヘ又將來ニ於ケル他地域ヘノ移設ノ必要ヲ

考慮シ操業工場ノ外或ル程度ノ設備ヲ存置保

有ス

ハ、轉用工場

軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限リ轉用ヲ行フ

ニ、廢止工場

爾餘ノ工場ハ之ヲ廢止ス

本部門ノ整備ニ關シテハ勞務ノ配置轉換、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ付要スレバ法令ヲ發動ス

本部門ニ該當スル業種及其ノ實施要領ハ別冊第一「企業整備第一種工業部門」措置要綱ニ依ル

ロ 航空機又ハ兵器ノ製造、造船其ノ他ノ軍需重工業、機械工業、

液體燃料工業並ニ之等ニ必要ナル重要素材工業等（第二種工業部門ト稱ス）ニ於テハ主トシテ方針ニノ曰ニ基ク整備ヲ行フモノトシ其ノ實施ニ關スル要綱ハ別ニ之ヲ策定ス

（註） 第二種工業部門ニ關スル金屬類回收ニ關シテハ別ニ定ムル回收量ヲ目標トシテ工場規模ノ大小、業種ノ如何ヲ問ハズ劣悪ナル設備、遊休セル設備等ノ回收ヲ圖ル

（三） 第一種工業部門及第二種工業部門以外ノ工業部門（第三種工業部門ト稱ス）ノ整備ニ關シテハ其情ニ即スル指導助奨ニ依リ之ヲ實施ス
但シ金屬類ノ回收ニ關シテハ安スレバ法令ヲ發効ス

ニ 配給部門ノ整備
（一） 工業部門ノ整備ニ即應シテ原材料、資材及製品ノ配給部門ニ

關シテモ之ガ機能發揮ヲ強化スル爲所長ノ調整改善ヲ加フ

（二） 小賣業ノ整備ニ關シテハ別冊第二「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ之ガ適切且圓滑ナル實施ヲ圖ル

三 轉用及回收ノ措置
整備ノ實施ニ當リテハ工場及設備ノ轉用並ニ金屬類ノ回收ヲ計畫的ニ行フモノトシ需要ノ緩急ヲ考慮シツツ計畫策ノ確保ヲ圖ル
第一種工業部門ニ關スル工場及設備ノ計畫的轉用ニ關シテハ別冊第三「企業整備ニ伴フ工場等ノ轉用ニ關スル措置要綱」ニ依ル

四 従業者等ノ措置
廠業者及廢休止企業ノ従業者ハ其ノ技能經驗ヲ活用シ得ル如ク考慮シツツ之ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ニ計畫的ニ配置轉換ヲ行フモノトシ積極的ニ指導轉換ニ努メ之ガ正確實施ニ付テハ特ニ其ノ敏捷正確ヲ期スルモノトス

應召入營中ノ者及其ノ家族等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノトス

轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ニ對シテハ必要ニ應ジ國家ノ負擔ニ於テ生活保護ハ達成又ハ豫備配當等ノ措置ヲ講ズ

尙轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ノ待遇ニ付テハ別冊第四「企業整備ニ伴フ從業者待遇要綱」ニ依ル

其 企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ノ措置共助金ニ關スル從來ノ觀念ヲ改メ透徹セル決意ニ基ク共助施設ヲ講ズルモノトス

當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體方轉廢業者ニ對シテ交付スル實績補償ノ共助金ハ從來ノ例ニ比シテ差等ヲ生ゼシメザル考慮ヲ拂フト共ニ殘存業者ノ負擔能力ノ限度ニ於テ之ヲ交付スルコトトシ生活保護ノ共助金ニ付テハ必要ニ應ジ國家ヨリノ

補助ノ増額ヲ考慮ス

轉廢業者ニ付テハ其ノ申出ヲ考慮シ營業權的價值ヲ加味セル現行評價基準ニ依リ其ノ營業資産ヲ國民更生金庫又ハ産業設備營團ヲシテ引受ケ又ハ買取ラシム此ノ場合ニハ實績補償ノ共助金トノ關係ヲ斟酌ス

尙企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ニ關スル措置ニ付テハ別冊第五「企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱」ニ依ル

六 財政金融措置

企業整備ニ關シ必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルト共ニ産業設備營團、國民更生金庫ニ對スル損失補償、設備ノ保有ニ關スル補助金、轉廢業關係者ニ對スル補助金、地方財政ニ對スル補助金ニ關シ實績ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

企業整備ニ伴フ放出資金ノ浮動化防止、債權債務ノ處理、會社經

理、株價ノ激動防止等ニ關シ戰時財政經濟ノ全體的運営ニ支障ヲ
生ゼシメザル爲萬全ノ對策ヲ講ズルモノトシ資金ノ浮動化防止其
ノ他ニ關シテハ所要ノ立法ヲ爲ス
尙財政金融ニ關スル措置ニ付テハ別冊第六「企業整備ニ伴フ財政
金融措置要綱」ニ依ル

附

外地ニ於テモ本要綱ニ依リ企業整備ヲ行フモ其ノ特殊事情ハ之ヲ
考慮ス

諒 解 事 項

- 一、 企業整備ニ關スル各所管省ノ措置ノ大綱ニ付テハ本要綱ノ「方針」ノ具現ニ遺憾ナカラシムル爲企業院ニ於テ必要ナル連絡調整ヲ行フモノトス
- 二、 整備ハ極力速ニ之ヲ實施スルモノトシ其ノ時期ハ各業種ノ實情ニ應ジ之ヲ定ムルモ同一業種ニ付テハ各地域ヲ通ジ可及的齊一ナラシムル如ク措置ス
- 三、 整備ニ關シテハ複雑煩瑣ナル施策ニ暨シテ之ガ急速ナル遂行ニ支障ヲ來サシメザルノ考慮ヲ拂フモノトス
- 四、 工業部門及配給部門以外ノ部門ニ關シテハ整備ノ必要ニ應ジ別途之ヲ企業實施スルモノトス

極秘

別冊第一

企業整備（第一種工業部門）措置要綱

戦力増強企業整備基本要綱ニ依ル第一種工業部門ノ整備ハ左ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

第一 業種別計畫要領

- 一、別表ニ掲グル第一種工業部門ニ屬スル工場ノ操業、保有、轉用又ハ廢止ノ區分決定基準ニ關シテハ業種、業態ノ實情ニ應ジ左ノ各號ニ依ル
- (一) 戦争遂行竝ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スルコト
- (二) 軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り

轉用ヲ行フコト

尙保有工場ノ範圍ハ轉用ノ要度ニ依リ適宜之ヲ縮減スルモノトスルコト

(三) 陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ集中又ハ利用ノ轉換ヲ行ヒ整備ノ趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲要スレバ一定ノ猶豫期間ヲ置キ廢休止工場トスルモノトスルコト

(四) 物資動員計畫ニ定ムル屑鐵回收及轉用ヲ確保スルコト

(五) 工場ノ物的設備ノミニ着目スルコトナクカノテ資本、勞務、經營トノ有機的一體トシテ之ヲ整備ノ對象タラシムルコト

(六) 前各號ノ要請ニ基キ特ニ他産業部門トノ關聯ヲ考慮シ必ズシモ優秀工場又ハ大工場ニ操業ヲ集中スルコトナク整備後ニ於ケル各産業ノ有機的機能ノ發揮等ニ適合セシムルガ如クスルコト

(七) 前各號ノ外設備ノ内容、能率ノ良否及燃料、動力、輸送、防

空等ノ立地條件ヲ綜合勘察スルコト

二 各所管省ニ於テ措置スベキモノハ別表第一ノ業種トシ操業工場、保有工場及轉用工場ハ各省ニ於テ之ヲ決定ス

三 各所管省及地方長官ノ互方ニ於テ措置スベキモノハ別表第二ノ業種トシ各省ニ於テ措置スベキモノハ云ノ要領ニ依リ地方長官ニ於テ措置スベキモノハ四ノ要領ニ依ル

四 地方長官ニ於テ措置スベキモノハ別表第三ノ業種トシ各道府縣ニ於ケル操業設備能力及保有設備能力ノ全設備能力ニ對スル割合ハ各省之ヲ定メ所要ノ事項ト共ニ地方長官ニ指示スルモノトシ地方長官ハ其ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ於テ設置スル委員會ノ意見ヲ徵シ管下工場ヨリ操業工場、保有工場及轉用工場ヲ選定ス

五 各省及地方長官前各號ノ措置ヲ爲スニ當リテハ必要ニ應ジ同係各廳ト連絡ヲ爲スト共ニ統制會及業者團體ヲ適宜活用スルモノトス

六 原材料、資材、動力、勞務、資金等ノ生産諸要素ノ割當供給位
ニ發註ノ統制ニ付テハ整備ノ計畫ニ即セシムルト共ニ之ニ依リ整
備ヲ促進ス

第二 操業工場及保有工場ニ關スル措置

一 操業工場ニ於テハ努メテ高操業率ヲ保持セシムルモノトシ
中小規模工場ヲ以テ組織スル業種等ニ在リテハ操業工場ノ生産力
ニ若干ノ餘裕ヲ保タシムル如ク考慮ス

操業工場ニ付テモ各業種ノ實情ニ應ジ生産機能ノ刷新向上其ノ他
ノ措置ヲ講ジ生産性ヲ昂揚ス

二 地方長官ニ於テ操業工場及保有工場ノ選定ヲ爲スニ當リテハ第
三ニ定ムル所ニ依リ豫メ軍需其ノ他ノ重點部門へ轉換利用スベキ
工場ヲ選定シ之ヲ除キタルモノノ中ヨリ選定スルコトトシ此ノ場
合規模ノ比較的大ナル工場ノミヲ選定スルコトナク特ニ勞務等ノ

有效利用ニ留意ス

三 保有工場ハ極力當該業者又ハ其ノ團體若ハ統合體ノ自力ニ依リ
之ヲ保有セシメ要スレバ各所管省ノ指示ニ依リ産業設備營團ヲシ
テ之ヲ買受保有セシム

前項ニ依ル保有ニ要スル費用（金利ヲ含ム）ニ付テハ狀況ニ應ジ
其ノ一部又ハ全部ヲ政府ヨリ補助ス

四 操業工場へノ生産ノ集中及保有工場ニ於ケル設備ノ保有ヲ容易
ナラシムル爲必要ニ應ジ業種、業態ニ即應シ共同計算ヲ實施ス
ム

第三 工場及設備ノ轉用又ハ供出ニ關スル措置

一 操業工場及保有工場以外ノ工場及其ノ設備ハ之ヲ轉用又ハ供出
層化セシム但シ特ニ優秀ナル設備ハ之ヲ操業工場又ハ保有工場ノ
設備ト入替フル等適當ナル措置ヲ講ズ

三 中小企業ノ多數存スル地方ニ於ケル工場ノ轉用ニ關シテハ適當ナル工場ヲ中核トシ之ニ數個ノ中小工場ヲ從屬セシメ之ヲ一體トシテ利用セシムルガ如ク努ムルモノトシ之ガ實施ニ關シ必要ナル事項ハ關係各廳協議決定ノ上地方長官ニ指示ス

備考

- 一 各業種ニ付工場ノ操業、保有、轉用及廢止ノ割合及供出層鐵量ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 二 中小工業ニ關シテハ本要綱ニ依ルノ外昭和十七年八月十一日閣議決定「中小工業ノ整備ニ關スル件」ニ依ルコト
- 三 第一種工業部門ニ屬スル事業ノ設備擴張ニ付テハ本整備ノ趣旨ニ即應シ檢討ノ上措置スルコト

別表

第一種工業部門ニ屬スルモノ左ノ如シ但シ特ニ必要ト認ムルトキハ關係各廳ノ協議ニ依リ追加補正ヲ爲スコトアルモノトス

第一 各所管省ニ於テ措置スベキモノ

綿スフ紡績業	スフ製造業
スフ專紡績業	油糸紡績業
梳毛紡績業	製紙バルブ製造業
紡毛紡績業	人絹バルブ製造業
絹糸紡績業	綿漁網製造業
人絹製造業	
鈔生產業	非鐵金同歷延業
電線製造業	其ノ他ノ非鐵金同加工業

基礎生産業

ア法曹造工業

無機工業薬品生産業

タール系中間物生産業

カーバイド生産業

炭油再製業

燐寸製業

葡萄糖製造業

精製糖業

硬化油生産業

寫眞感光材料生産業

研削材製造業

耐火煉瓦製造業

ゴム工業

煉炭製造業

グルタミン酸ソーダ製造業

器械製絲業

食料品罐詰製造業

水飴製造業

麥酒製造業

蘭短絨織製造業

蠶種製造業

第二 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノ

反毛工業

綿スフ織物製造業

毛織物製造業

絹人絹織物製造業

麻織物製造業

燃絲製造業

ガフ紡績業

織物染色業

織維雜品染色業

織維第二次製品製造業

製網製網業

製紙業

印刷業

輕金屬加工業

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

セメント製品製造業（一部を除く）

合成樹脂製造業

苦汁製品生産業

合成樹脂加工業

石鹼製造業

脂肪酸生産業

塗料製造業

油脂製造業

菓子製造業

製粉業

清涼飲料製造業

第三 地方長官ニ於テ措置スベキモノ

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

極秘

別冊第二

小賣業ノ整備ニ關スル件

昭和十八年度ニ於ケル小賣業ノ整備ハ昭和十七年四月二十一日閣議決定「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ之ヲ行フモノトス但シ第一次指定業種ニシテ既ニ整備ヲ完了シタルモノノ殘存業者又ハ第二次以降ニ計畫的整備ヲ實施セザル業種ノ業者ニシテ相當期間其ノ業ニ從事シ自發的ニ時局重要産業ニ轉業ヲ申シ出デタルモノニ付テハ地方官廳ノ指導斡旋ヲ受ケタル場合ハ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ヲ爲サシムル様考慮スルモノトス

備考

接客業者ニ付テハ別途策定スルモノトシ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ニ關シテハ小賣業整備ノ取扱ニ準ズルモノトス

極秘

別冊第三

企業整備ニ伴フ工場等轉用ニ關スル措置要綱

企業整備ニ伴ヒ第一種工業部門ニ於テ廢休止スベキ工場、事業場又ハ機械器具等ニシテ軍需其ノ他ノ重點部門へ轉用スルモノニ付テハ左記ニ依リ措置スルモノトス

記

第一 通則

一、轉用（讓渡、賃貸、出資又ハ自家使用ヲ謂フ以下同ジ）スベキ物件ヲ左ノ二種ニ分ツ

(一) 轉用工場

工場又ハ事業場ニ於ケル土地及建家トシ金屬設備ニ屬スルモノヲ含マズ

(二) 金屬設備

工場又ハ事業場ニ於ケル機械器具及金屬ヲ主體トスル工作物等ニシテ金屬類回收令ニ依ル回收

ノ對象タリ得ベキ種類ノ設備トス

- 二 轉用工場タル建家及金屬設備ニ包含セラルル鐵鋼量ハ物資動員計畫ニ於ケル鐵鋼配當量（轉用分）ヨリ之ヲ控除スルモノトス
- 三 轉用工場及金屬設備ノ代價支拂ニ關シテハ之ガ浮動資金化スルコトナカラシムル爲「企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依リ適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二 金屬設備ニ關スル措置要領

- 一 金屬設備ノ計畫的轉用ヲ確保スル爲之ガ轉用ニ關シ法令ニ依ル規制ヲ實施スルモノトス
- 二 金屬設備ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヲ供出設備トス
 - (一) 産業設備營團、重要物資管理營團若ハ國民更生金庫ニ讓渡セラレタル設備又ハ之等ノ機關ニ對シ讓渡ノ申込若ハ處分ノ委託アリタル設備

(二) 前號ノ機關ニ供出スベキコトニ行政官廳又ハ統制團體ニ於テ決定ノ上通知アリタル設備

三 供出設備ハ商工大臣ノ發行スル轉用證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ左ノ各號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 産業設備營團、重要物資管理營團又ハ國民更生金庫ニ讓渡スルトキ

(二) 前號ノ機關ガ金屬回收統制株式會社ニ讓渡スルトキ

四 轉用證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ商工大臣ニ之ヲ申請スルモノトス

前項ノ申請者ガ陸軍又ハ海軍ノ管理工場、監督工場又ハ之等ニ準ズル工場ナルトキハ前項ノ申請ハ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シテ之ヲ爲スモノトス

轉用ヲ受ケントスル者官廳ナルトキハ商工大臣ニ協議シ轉用證明書ノ交付ヲ受クルモノトス

五 商工大臣ハ四ノ申請又ハ協議アリタルトキハ別ニ定ムル轉用協議會ニ之ヲ付議スルモノトス

轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ商工大臣ハ轉用證明書ヲ發行シ之ヲ四ノ申請者又ハ協議官廳ニ交付スルモノトス

六 金屬設備ニシテ二ノ供出設備ニ非ザルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請ニ付テハ四及五ヲ準用ス

商工大臣第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ當該設備ノ轉用ヲ受クル者ニ對シ轉用證明書ヲ交付スルモノトス

七 金屬設備ノ轉用ノ場合ニ於ケル價格及賃貸料ハ政府等ノ決定スル評價基準ニ依ルモノトス

轉用ノ方式及價格又ハ賃貸料以外ノ轉用條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス

八 當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ商工大臣ハ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

九 前記ノ各措置ヲ確保スル爲メ金同類回收令ノ改正ヲ爲スモノトス

第三 轉用工場ニ關スル措置要領

一 轉用工場ノ計畫的轉用ノ確保ニ關シテハ特段ノ法令ニ依ル規制ヲ實施スルコトナク臨時資金調整法等ノ運用ニ依ルヲ建前トスルモ要スレバ企業整備令ニ依ル特別命令ヲ發動スルモノトス

二 轉用工場ノ轉用ヲ受ケントスル者ハ當該轉用工場ヲ所管スル主務大臣ニ之ガ申出ヲ爲スモノトス

- 第二、四第三項及第三項ハ專用工場ニ付之ヲ準用ス
- 三、主務大臣ハ二ノ申出又ハ協議アリタルトキハ第二ノ五ノ專用協議會ニ之ヲ付議スルモノトス
 - 專用協議會ニ於テ專用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ主務大臣ハ專用通知書ヲ專用工場ノ専業主及專用申出者又ハ協議官廳並ニ産業設備營團ニ送付スルモノトス
 - 前項ノ通知アリタルトキハ當事者ハ專用ニ付産業設備營團ノ仲介ニ依リ協議ヲ爲スベキモノトス
 - 四、專用ノ方式及其ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス
 - 五、當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ要スレバ企業整備令第五條ニ依ル命令又ハ同令第六條ニ依ル決定ヲ爲スモノトス

備考

- 一、本要綱ハ戦力増強企業整備基本要綱ニ依ル整備ノ外従前ノ方針ニ基ク企業整備ニ關シテモ之ヲ適用スルモノトス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 二、本要綱ノ實施ニ當リテハ專用工場及金融設備ヲ努メテ一元的ニ有效活用スルモノトシ專用協議會ニ於テ之ガ綜合調整ヲ確保スルモノトス
- 三、工場又ハ事業場ニ於ケル建家ノ専用ニ當リテハ建家ノ使用上必要ナル最少限度ノ設備ハ其ノ附屬セル状態ニ於テ専用セシメ之ガ效率的利用ヲ圖ルモノトス
- 四、要綱第一ノ二ニ依リ鐵鋼配當量ヨリ控除スベキ數量ハ金融設備ニ包含セラルルモノニ在リテハ専用證明書、専用工場タル建家ニ包含セラルルモノニ在リテハ専用通知書ニ掲記セラルル所

ニ依ルモノトス

右數量ノ決定方式ニ關シテハ別ニ關係官廳間ニ於テ協議決定ス
ルモノトス

五 專用物件ニ包含セララル銅及鉛ニ付テハ差當リ鐵鋼ノ如キ措
置ニ依ラザルモ銅及鉛ノ特別回收計画上ノ豫定物件ノ專用アリ
タルトキハ次期物資動員計画上ノ配當實施ニ際シ其ノ專用分ノ調
整ヲ行フモノトス

六 要綱第二ノ八及第三ノ五ニ付テハ勸諭ヲ爲スベキ期間ヲ別ニ
定メ當該期間内ニ協賛調ハズ又ハ勸諭ヲ爲スコト能ハザルトキ
ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ導ルモノトス

七 要綱第三ノ二第一項ニ依ル主務大臣ガ商工大臣以外ノ大臣ナ
ルトキハ當該申出書ノ寫ヲ同時ニ商工大臣ニ提出スベキモノト
ス

八 專用工場及金屬設備ニ關シ地方廳ニ於テ措置セシムルヲ適當
トスルモノニ付テハ運用上特別ノ取扱ヲ別ニ定ムルモノトス

極秘

別冊第四

企業整備ニ伴フ従業者措置要綱

第一 方針

- 一 企業整備ニ伴フ従業者ノ措置ニ關シテハ迅速且円滑ニ配置轉換ヲ完了シ得ル如ク左ニ依リ各般ノ施策ヲ講ズ
 - 二 従業者ノ技能經驗等ヲ活用シ得ル如ク重點的且計畫的ニ配置轉換セシムルモ、トシ國家ニ於テ積極的ニ指導斡旋ス要スレバ配置轉換ニ付法的措置ヲ講ズ
 - 三 配置轉換ハ地域的ノ需給狀況ヲ考慮シ極力移動區域ヲ小範圍ニ止ム
- 但シ廢休止工場事業場ト同一企業體ニ屬スル他ノ工場事業場ニ轉換スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 従業者ノ轉換先ニ於ケル給與ハ原則トシテ従前ノ夫レニ比シ減

少スルコトナキ様措置ス

前項、給與以外、處遇ニ付テハ成ルベク従前ノ夫レニ準ズル取扱
ヲ爲ス様考慮ス

四 應召入營中、從業者及其ノ家族ニ對スル取扱ハ應召入營者ヲシ
テ後順ノ憂ナカラシムル如ク特段ノ考慮ヲ拂フ

五 從業者ノ配置轉換ニ伴フ住宅ノ整備、輸送ノ確保及轉換後ノ生
活援護等ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

六 廢休止工場事業場ノ從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ付テハ
其ノ生活援護、練成又ハ餘備配置等ヲ爲シ之ガ爲必要ニ應ジ國家
ニ於テ財政的負擔ヲ爲ス

第二 要 領

一 從業者ノ配置轉換措置

(一) 業種毎ニ當該業種ノ整備方針ニ基キ國又ハ道府縣ニ於テ之ガ

具體的配置轉換計畫ヲ作成ス

要スレバ當該統制會又ハ當該産業團體ヲシテ配置轉換計畫ノ作
成ニ當リ協力セシム

(二) 配置轉換計畫ノ作成ニ當リテハ概ネ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フ
モノトス

(1) 整備産業ニ於ケル從業者ノ他産業ヘノ轉換並ニ他地域ヘノ
移動ノ適否

(2) 轉換者ノ技能、經驗、地位及家庭事情

(3) 轉換先ニ於ケル待遇

(4) 住居移動ノ要否並ニ收容施設ノ有無

(5) 職員及勞務者ノ一體的轉換

(三) 轉換スベキ從業者ノ離散ヲ防止シ配置轉換計畫實施ノ的確ヲ
期スル爲必要ニ應ジ廢休止工場事業場ニ付勞務調整令第二條ニ

依ル指定ヲ爲ス

(四) 配置轉換計畫ヲ設定シタルトキハ特別ノ事情アル場合ノ外本計畫ニ基キ強力ナル指導勸奨ニ依リ轉換セシムルコトトシ要スレバ法的措置ヲ講ズ

(五) 従業者ノ轉換ニ當リテハ成ルベク一般勞務者、幹部勞務者及職員ヲモ含メ集團的ニ轉換セシムル如ク指導ス

(六) 健康、年齢等ノ關係ニ依リ前各項ニ依リ難キモノト認めタル場合ハ他ニ就職斡旋ス

(七) 本要綱ニ基キ配置轉換又ハ就職斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ勞務配置關係法令ノ適用ニ當リ特ニ彈力性アル運用ヲ考慮ス

三 賃金給與ニ關スル措置

(一) 廢休止工場事業場ノ従業者ニ對シテハ當該工場事業場ヲシテ法令ノ定ムル手當ノ外別ニ解雇手當ヲ支給セシムル如ク指導ス

(二) 廢休止工場事業場ノ事業主ハ配置轉換ノ實施以前ニ於テ休業ヲ餘儀ナクセラレタル従業者ニ對シ成ルベク従前ノ給與ヲ支給シ少クモ健康保險標準報酬日額以上ノ休業手當ヲ支給セシム之ガ爲實情ニ依リ國家ヨリ所要ノ補助ヲ爲ス

(三) 廢休止工場事業場ノ負擔トナルベキ扶助ニ付テハ夫々實情ニ應ジ一時金ヲ支給セシメ扶助義務ヲ完給セシムベキモ收容治療中ノ者ニ付テハ治療スル迄當該工場事業場ヲシテ手當ヲ爲ラシム

(四) 本要綱ニ基キ轉換シタル者ヲ従前賃金統制令ノ最高初給賃金ノ定メアル工場事業場ノ従業者ナル場合ニ於テハ同令ノ適用ニ當リテハ之ヲ新ナル雇入ト看做スコトナク従前ノ收入ノ減少セザル如ク特別ノ考慮ヲ拂フ

(五) 本要綱ニ基キ他ノ工場事業場ニ轉換シタル者ハ勞働者年金保險

法及健康保險法、適用ニ關シテハ同一工場事業場ニ於テ引續キ
被保險者タル者ト看做シ之ヲ處理ス

三 應召入營中ノ從業者及其ノ家族ニ對スル措置

(一) 配置轉換者、受入工場事業場ヲシテ原則トシテ轉換シタル從業者、員數ニ應ジ應召入營中ノ從業者ヲ採用セシム但シ本人又ハ家族ニ於テ希望セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(二) 應召入營中ノ者ヲ採用シタル工場事業場ヲシテ成ルベク從前其ノ者又ハ家族が受ケタルト同様ノ給與ヲ支給セシム

(三) 應召入營中ノ從業者ノ家族ニシテ就職ノ希望アル場合ハ優先的ニ轉換ス

四 從業者ノ配置轉換ニ伴フ住宅及輸送等ニ關スル措置

(一) 本要約ニ依ル配置轉換計畫ニ基ク轉換者ノ住宅ニ付テハ速ニ受入工場事業場ニ於テ施設セシムルコトトシ之ガ爲既存建築ノ

轉活用、所要資材ノ配給等ニ付特ニ考慮ス
前項ノ外住宅供給、一時收容施設等ニ關シテハ道府縣ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズ

(二) 多數從業者ノ配置轉換ノ行ハルル場合ニ於テハ輸送及食糧ノ團給ニ關シテ機關ノ關係當局ノ間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ上之ヲ確保スル

五 從業者ノ生活困難ニ關スル措置

廢止工場事業場ノ從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ對シテハ實情ニ應ジ轉換完了ニ至ル迄ノ間生活維持ニ必要ナル施設トシテ一定期間ヲ限リ國家ニ於テ必要ナル補助ノ措置ヲ講ズ

既ニ轉換シタル者ニシテ特別ノ事情ニ依リ生活困難ナル者ニ對シテモ前項ニ準ジ生活困難ノ措置ヲ講ズ

六 未配屬從業者ノ管理ニ關スル措置

- (一) 廢止工場事業場ノ従業員ニシテ直ニ解決シ得ザル者及要領三ノ(一)但書ニ掲グル者ノ援助、要領五ノ生活援護及訓練等ノ措置ハ大日本産業報國會ノ組織ヲ活用シテ之ヲ行ヒ之ガ所要ノ經費ハ國家ニ於テ補助ス
- (二) 廢止工場事業場ノ従業員ニシテ直ニ解決シ得ザル者ハ大日本産業報國會ニ於テ國民的労働報國會ヲ組織シ其ノ配置ハ國民的労働指導所ノ指示ニ依リ之ヲ行フ

備考

- 一 本要領ハ第一種工業部門ニ適用スルモノトス
- 第三種工業部門ニ對シテハ第二要領一、(二)及(四)ヲ除クノ外並宜準用ス
- 二 廢止企業ノ事業主ニシテ勞務者トシテ重點部門へ轉換シ得ル者ニ對シテハ要領二及五ヲ除クノ外並宜準用ス

- 三 勞務者トシテ轉換困難ナル者ニ對スル授産其ノ他必要ナル措置ハ別途考慮ス
- 四 配給部門ニ於テ整備ヲ行フ場合ニ於ケル従業員ノ措置ニ付テハ工業部門ト、相違ヲ考慮シツツ方針六ノ措置ヲ講ズルモノトス

極秘

別冊第五

企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱

企業整備ニ伴フ共助金等ニ付テハ所要ノ轉廢業ヲ公正且圓滑ニ實現シ併セテ今次企業整備ノ眞意義ノ徹底ニ遺憾ナカラシムル爲適切ナル共助方法ヲ講ゼシムルト共ニ殘存企業ニ於ケル經營ノ堅實ヲ圖ル爲之ニ對スル負擔ノ過重ヲ避クル方針ノ下ニ左記ニ依リ之ヲ運用スルモノトス

記

一、轉廢業者ノ設備又ハ資産ノ引取

轉廢業者ヨリ引取ルベキ設備又ハ資産ノ評價ハ左ニ依リ之ヲ行フモノトス

(一) 産業設備營國ガ設備ヲ買取ル場合及國民更生金庫ガ資産ヲ引受クル場合ノ評價ハ現行ノ基準ニ依ルコト

尙國民更生金庫ニ於ケル資産引受價額ノ算定ニ當リテハ右基準ニ依ル營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ交付スル趣旨ヲ可及的勵行スルコトトシ之ガ爲資産並ニ營業權ノ評價ノ方法ヲ改善スルコト

(二) 當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體(以下殘存團體ト稱ス)ガ設備又ハ資産ヲ引取ル場合ノ評價ハ前項ノ基準ニ準ズルモ引取價額ハ當該産業部門ニ對スル將來ノ原材料、商品ノ供給ノ見透等ヲ參酌セル殘存團體ノ負擔能力ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

(三) 設備又ハ資産ノ引取價額ノ算定ニ當リテハニ依ル實績補償ノ爲ノ共助金交付ノ程度ヲ斟酌スルコト

三 共助金ノ交付

轉廢業者ニ對スル實績補償ノ爲ノ共助金(營業權補償、實績權補償、

配給權補償等ノ名義ヲ以テスル實績補償ノ性質ヲ有スル交付金ヲ含ム)ハ左ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

(一) 共助金ハ殘存團體ノ負擔能力ノ限度内ニ於テ之ヲ算定シ努メテ過大ナル見積ヲ避クルコト

(二) 共助金ノ交付ハ中小企業者ニ重點ヲ置クコトトシ特ニ大工業者ガ其ノ工場、設備等ヲ相當ノ價格ヲ以テ處分シ又ハ之ヲ活用シ得ル場合ニハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(三) 左ノ場合ニ於テハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(イ) 殘存團體ニ共助金負擔ノ餘裕極メテ乏シキ場合

(ロ) 共助金ノ財源ニ充ツル爲當該物資ノ價格引上ゲノ要ヲ生ズベキ場合

轉廢業者ガ其ノ設備又ハ資産ノ大部分ヲ殘存團體ニ出資スル等ノ場合ニ於テ轉廢業ノ實無シト認メラルルモノニ付テハ原則トシテ

共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

三 前二項ノ措置ヲ確保スル爲臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル認
許可、共助ノ爲ノ資金ノ貸付等ニ際シテハ充分慎重ヲ期スルモノト
ス

四 轉廢業ニ依リ生活ノ維持困難ナル者ニ對スル生活援護ノ共助金ニ
關シテハ國家ニ於テ一業主當三百圓ヲ限度トシテ補助ヲ爲スモ要ス
レバ六百圓迄増額スルノ途ヲ講ズルモノトス

五 設備又ハ資産ノ引取代金及共助金ノ浮動資金化ノ防止ニ付テハ「企
業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依ルモノトス

六 前各項以外ハ現行ノ制度ニ依ルモノトス

備考

一 現ニ進行中ノ左ノ整備ニ於ケル共助金等ノ運用ニ付テハ概ネ從
前通りノ取扱ニ依ルコト

(一) 工業及卸賣業ニ付テハ昭和十七年度中ニ企業整備要綱ヲ決定
シ地方長官又ハ統制團體宛通牒ヲ發シタルモノ

(二) 小賣業ニ付テハ第一次指定業種ニ該當スルモノ

三 要綱ニ(三)第二項ノ例外トシテ共助金ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ原則トシテ國民更生金庫ヲシテ之ガ資金ノ貸付ヲ爲サシメザル
コト

極秘

別冊第六

企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

第一 方針

- (一) 企業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ
必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
- (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト
- (三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
- (四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
- (五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズルコト

ヲ目途トシテ各段ノ方策ヲ講ズ

第二 要領

本件ハ六月八日閣議ニ於テ修正セラル修正ノモノハ本件ノ後添附シテ

一、必要ナル金融資金ノ供給

- (一) 一般金融機關ガ廢休止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締（條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム）ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寬大ニ措置スル様指導ス
- (二) 金融機關ヲシテ企業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシメ廢休止企業（之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム）ニ對シ整理ノ要資金（既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員ノ管理、金利其ノ他一般經費等）ヲ爲シ所要資金）ヲ供給セシム
- (三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ繼續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノニ付テハ戰時金融基金其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代リ又ハ融資ヲ爲サシム
- (四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導斡旋ヲ爲サシム此ノ場合ニハ各産業部會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

- (五) 産業設備營團、國民更生金庫其ノ他廢休止企業ノ設備等ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

二、浮動資金ノ發生防止對策

- (一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨済其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ關連セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ
- (2) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金（假稱）ニ振替フルコト
- (2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ

振替フルコト

- (5) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルニト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)
- (二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ(一)ニ準ジ措置ス
- (三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ費用等ニ當リテハ可及的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ貸貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買取ノ形式ヲ採ル場合ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨済其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト

(2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ國債ヲ以テスルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)

(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納税其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取リ若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済ヲ済ス場合ヲモ考慮ス

金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム

(五) 實績補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢止企業ニ對シテ

付セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト
共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(六) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲ
モ考慮ス

(七) 前各號ニ依ルノ外尙廢休止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様措置ス

廢休止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引繼ギ等ノ方法
ニ依リ努メテ其ノ維持繼續ヲ圖ル

(八) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存續セシ
ムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス
(註) 會社ヲ存續セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員

等ヲ殘存セシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三、會社經理對策

(一) 企業ノ趨勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止スル爲廢
休止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス

重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放慢ニ流ルルヲ防止ス
ル爲經理監督ヲ強化ス

(二) 廢休止企業ニ於ケル經費ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員
ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(三) 廢休止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認
ム

(1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ
評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト

(2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト

(3) 必要アルトキハ經營的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延處理スルコトヲ認ムルコト

四 株価對策

- (一) 株価(特ニ廢止企業ノ株価)ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲戰時金融令及ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避クルト共ニ重點企業ノ配當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株価對策ノ見地ヨリ適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアウム附公募等ヲ爲サシム

五 債權債務關係處理ノ円滑化

- (一) 廢止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム
- (二) 廢止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和スル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム
- (三) 縦リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ルモノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援ス

六 財政上ノ對策

- (一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、廢業關係者ノ生活費補給、企業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ
- (二) 廢止企業及其ノ關係者等ニ對スル租税ノ減免ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

別冊第六

産業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

第一 方針

産業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ

- (一) 必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
- (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト
- (三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
- (四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
- (五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズルコト

ヲ目途トシテ各般ノ方策ヲ講ズ

第二 要領

一、 必要ナル金融資金ノ供給

- (一) 一般金融機關ガ廢休止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締

條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム一ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寛大ニ措置スル様指導ス

(二) 金融機關ヲシテ産業設備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシメ廢止業(之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム)ニ對シ整理ノ要資金(既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員ノ整理、金利其ノ他一般經費等)爲ノ所要資金ヲ供給セシム

(三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ經續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代リ又ハ融資ヲ爲サシム

(四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導幹旋ヲ爲サシム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(五) 産業設備營團、國民厚生金庫其ノ他廢止企業ノ設備等ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

三、浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受ケル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ當該企業ニ於ケル差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金（假稱）ニ振替フルコト

(2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(3) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト（此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト）

(二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ

(三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ轉用等ニ當リテハ
可存のニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ質貸借、合併又ハ現物出資
ノ方法ニ依ラシムルモ買收ノ形式ヲ採ル場ニ於テハ其ノ代金
ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ當該企業ニ於ケ
ル差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其
ノ他必要已ムヲ得ザル理由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニハ之
ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト
(2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ其ノ保有スル國債
ヲ以テスルコトハ此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スル
コト)

(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ
振替フルコト

(四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納稅其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取り若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済ヲ爲ス場合ヲモ考慮ス

金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム

(五) 實績權補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢休止企業ニ對シ交付セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(六) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲモ考慮ス

(四) 前各號ニ依ルノ外尙廢休止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様措置ス
廢休止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引續キ等ノ方法
ニ依リ努メテ其ノ維持斷續ヲ圖ル

(四) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存續ヒシ
ムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス
(註) 會社ヲ存續ヒシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員
等ヲ殘存ヒシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三 會社經理對策

(一) 企業ノ頽勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止ス爲廢休
止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス
重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放漫ニ流ルルヲ防止ス
ル爲經理監督ヲ強化ス

(一) 廢止企業ニ於ケル經營ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(二) 廢止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認ム

(1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト

(2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト

(3) 必要アルトキハ經營的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理スルコトヲ認ムルコト

四 株價對策

(一) 株價(特ニ廢止企業ノ株價)ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他ノ株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

(二) 廢止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避ケルト共ニ重點企業ノ配

當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ

(三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株價對策ノ見地ヨリ適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サシム

五、債權債務關係處理ノ圓滑化

(一) 廢止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

(二) 廢止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和スル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム

(三) 纏リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ルモノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援ス

六、財政上ノ對策

(一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補給、産業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ
實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

(二) 廢止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ波免ニ付必要ナル
措置ヲ講ズ

極秘 戦力増強 産業整備基本要綱草案

(一八五三)

方針

修正上
決定
修正
引込

- 一 大東亞戦争ノ現段階ニ對シテ戦争ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲メ國民戰時生活ノ確保ヲ担ヒツツ皇國ノ綜合戰力既中直接戰力ヲ急進且最高度ニ増強スル目的ヲ以テ從來ノ企業整備ノ模範ヲ指充シ新ナル構想ノ下ニ産業整備ヲ實施スルモノトス
- ニ 産業整備ニ當リテハ左ノ各點ニ重點ヲ指向スルモノトス
 - (一) 戦争遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ計画的ニ轉活用シ之ヲ舉ゲテ戰力化スル爲メ産業ノ各部門ニ於ケル各種生産要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備スルコト
 - (二) 戦争ノ進展ニ伴ヒ愈々擴充ヲ要スル部門ニ於テハ前號ノ外特ニ企業系列ノ整調強化、生産技能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産

性ヲ最大限ニ昂揚セシムルコト
三、産業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戰時財政經濟ノ全體的運轉ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進ンデ之ガ活潑強力ナル運轉ヲ期スルモノトス

第二 要 領

六、方針三ノ(一)ニ基キ綜合戰力増強上必要トスル勞務ノ供出、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ寄與スルコト大ナル工業部門(第一種工業部門ト稱ス)ノ整備ハ積極的ニ之ヲ推進セシム
本部門ノ整備ハ各工場ニ付左ノ各號ノ區分ヲ爲シ所要ノ措置ヲ講ズルニ依リ之ヲ實施ス
イ、操業工場 戰爭遂行並ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スル爲一定數ノ工場ヲ選擇シ之ニ生産ヲ集中ス

ロ、保有工場

空襲其ノ他ノ災害、物資需給關係ノ變動等ニ備ヘ又將來ニ於ケル他地域ヘノ移設ノ必要ヲ考慮シ操業工場ノ外或ル程度ノ設備ヲ存貯保育ス

ハ、轉用工場

軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り轉用ヲ行フ

ニ、廢止工場

爾餘ノ工場ハ之ヲ廢止ス
本部門ノ整備ニ關シテハ勞務ノ配置轉換、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ付要スレバ法令ヲ發動ス
本部門ニ該當スル業種及其ノ實施要領ハ別冊第一「産業整備」(第一種工業部門)「措置要綱」ニ依ル

(二)

航空機又ハ兵器ノ製造、造船其ノ他ノ軍需重工業、機械工業、液體燃料工業並ニ之等ニ必要ナル重要素材工業等(第二種工業部門ト稱ス)ニ於テハ主トシテ方針三ノ(二)ニ基ク整備ヲ行フモノト

シ其ノ實施ニ關スル要綱ハ別ニ之ヲ策定ス

(註) 第二種工業部門ニ關スル金屬類回收ニ關シテハ別ニ

定ムル回收量ヲ目標トシテ工場規模ノ大小、業種ノ如何ヲ問ハズ劣悪ナル設備、遊休セル設備等ノ回收ヲ圖ル

目 第一種工業部門及第二種工業部門以外ノ工業部門(第三種工業部門ト稱ス)ノ整備ニ關シテハ實情ニ即スル指導勸奨ニ依リ之ヲ實施ス

但シ金屬類ノ回收ニ關シテハ要スレバ法令ヲ發動ス

三 配給部門ノ整備

(一) 工業部門ノ整備ニ即應シテ原材料、資材及製品ノ配給部門ニ

關シテモ之ガ設備發達ヲ活性化スル爲所要ノ調整改善ヲ加フ

目 小賣業ノ整備ニ關シテハ別冊第二「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ之ガ適切且円滑ナル實施ヲ圖ル

三 雇用及回收ノ措置

整備ノ實施ニ當リテハ工場及設備ノ雇用並ニ金屬類ノ回收ヲ計畫的ニ行フモノトシ需要ノ緩急ヲ考慮シツツ計畫量ノ確保ヲ圖ル

第一種工業部門ニ關スル工場及設備ノ計畫的雇用ニ關シテハ別冊第三「産業整備ニ伴フ工場等ノ雇用ニ關スル措置要綱」ニ依ル

四 従業者等ノ措置

専従業者及暇休止企業ノ従業者ハ其ノ技能經驗ヲ活用シ得ル如ク考慮シツツ之ヲ單需其ノ他ノ重點部門ニ計畫的ニ配位轉換ヲ行フモノトシ積極的ニ指導斡旋ニ努メ之ガ企業實施ニ付テハ特ニ其ノ敏捷適確ヲ期スルモノトス

慮召入營中ノ者及其ノ家族等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノト
ス

轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ニ對シテハ必要ニ應ジ國家ノ負擔
ニ於テ生活援護、練成又ハ豫備配置等ノ措置ヲ講ズ

尙轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ノ措社ニ付テハ別冊第四「産業
整備ニ伴フ從業者措置要綱」ニ依ル

五 共助金等ノ措置

共助金ニ關スル從來ノ觀念ヲ改メ透徹セル決戰意識ニ基ク共助施
設ヲ講ズルモノトス

當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體ガ轉廢業者ニ對シテ
交付スル實績補償ノ共助金ハ從來ノ例ニ比シ著シク差等ヲ生ゼシ
ノザル考慮ヲ拂フト共ニ殘存業者ノ負擔能力ノ限度ニ於テ之ヲ交
付スルコトトシ生活援護ノ共助金ニ付テハ必要ニ應ジ國家ヨリノ

補助ノ増價ヲ考慮ス

轉廢業者ニ付テハ其ノ申出ニ依リ營業權的價值ヲ加味セル現行評
價基準ニ依リ其ノ營業資産ヲ國民更生金庫又ハ産業設備管團等シ
テ引受ク又ハ買取ラシム此ノ場合ニハ貸付補償ノ共助金トノ關係
ヲ斟酌ス

尙共助金等ニ關スル措置ニ付テハ別冊第五「産業整備ニ伴フ共助
金等措置要綱」ニ依ル

六 財政金融措置

産業整備ニ關シ必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルト共ニ
産業設備管團、國民更生金庫ニ對スル損失補償、設備ノ保有ニ關
スル補助金、轉廢業關係者ニ對スル補助金、地方財政ニ對スル後
助等ニ關シ實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ
産業整備ニ伴フ放出資金ノ浮動化防止、債權債務ノ處理、官社經

理、株價ノ変動防止等ニ關シ戰時財政經濟ノ全體的運営ニ支障ヲ
生ゼシメザル爲萬金ノ對策ヲ講ズルモノトシ資金ノ浮動化防止其
ノ他ニ關シテハ所要ノ立法ヲ爲ス
尙財政金融ニ關スル措置ニ付テハ別冊第六「產業整備ニ伴フ財政
金融措置要綱」ニ依ル

附

外地ニ於テモ本要綱ニ依リ産業整備ヲ行フモ其ノ特殊事項ハ之ヲ
考慮ス

諒 解 事 項

- 一、産業整備ニ關スル各所管省ノ措置ノ大綱ニ付テハ本要綱ノ「方針」
ノ具現ニ遺憾ナカラシムル爲各管省ニ於テ所要ナル連絡調整ヲ行フ
モノトス
- 二、整備ハ短期目標ニ之ヲ實施スルモノトシ其ノ時期ハ各業種ノ實態ニ
應ジテ決定スルモノトシ一業種ニ付テハ各地域ヲ遊ジ可及的齊一ナラシ
ムル爲之ヲ準備ス
- 三、整備ニ關シテハ複雜煩瑣ナル施策ニ關シテ之ガ急遽ナル施行ニ支
障ヲ與サシメザルノ爲之ヲ準備スモノトス
- 四、工業界同及同給部員外ノ部門ニ關シテハ整備ノ必要ニ應ジ同給
之ヲ企業實施スルモノトス

秘
秘

別冊第一

産業整備（第一種工業部門）措置要綱案

（一八五三）

産業整備基本要綱ニ依ル第一種工業部門ノ整備ハ左ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

第一 業種別計費要領

一、別表ニ掲グル第一種工業部門ニ屬スル工場ノ操業、保有、轉用又ハ廢止ノ區分決定基準ニ關シテハ業種、業態ノ實情ニ應ジ左ノ各號ニ依ル

(一) 戰爭遂行竝ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スルコト

(二) 軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り轉用ヲ行フコト

尙保有工場ノ範圍ハ轉用ノ要度ニ依リ適宜之ヲ縮減スルモノトスルコト

- (三) 陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ集中又ハ利用ノ轉換ヲ行ヒ整備ノ趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲要スレバ一定ノ猶豫期間ヲ置キ廢休止工場トスルモノトスルコト
- (四) 物資動員計畫ニ定ムル屑鐵回收及轉用ヲ確保スルコト
- (五) 工場ノ物的設備ノミニ着目スルコトナク力メテ資本、勞務、經營トノ有機的一體トシテ之ヲ整備ノ對象タラシムルコト
- (六) 前各號ノ要請ニ基キ特ニ他産業部門トノ關聯ヲ考慮シ必ズシモ優秀工場又ハ大工場ニ操業ヲ集中スルコトナク整備後ニ於ケル各産業ノ有機的機能ノ發揮等ニ適合セシムルガ如クスルコト
- (七) 前各號ノ外設備ノ内容、能率ノ良否及燃料、電力、輸送、防空等ノ立地條件ヲ綜合勘察スルコト

二 各所管省ニ於テ措置スベキモノハ別表第一ノ業種トシ操業工業、保有工場及轉用工場ハ各省ニ於テ之ヲ決定ス

三 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノハ別表第二ノ業種トシ各省ニ於テ措置スベキモノハ三ノ要領ニ依リ地方長官ニ於テ措置スベキモノハ四ノ要領ニ依ル

四 地方長官ニ於テ措置スベキモノハ別表第三ノ業種トシ各道府縣ニ於ケル操業設備能力及保有設備能力ノ全設備能力ニ對スル割合ハ各省之ヲ定メ所要ノ事項ト共ニ地方長官ニ指示スルモノトシ地方長官ハ其ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ於テ設置スル委員會ノ意見ヲ徵シ管下工場ヨリ操業工場、保有工場及轉用工場ヲ選定ス

五 各省及地方長官前各號ノ措置ヲ爲スニ當リテハ必要ニ應シ關係各廳ト連絡ヲ爲スト共ニ統制會及業者團體ヲ適宜活用スルモノトス

六 原材料、資材、動力、勞務、資金等ノ生産諸要素ノ割當供給竝

ニ發註ノ統制ニ付テハ整備ノ計畫ニ即セシムルト共ニ之ニ依リ整備ヲ促進ス

第二 操業工場及保有工場ニ關スル措置

一、操業工場ニ於テハ努メテ高操業率ヲ保持セシムルモノトス但シ中小規模工場ヲ以テ組成スル業種等ニ在リテハ操業工場ノ生産力ニ若干ノ餘裕ヲ保タシムル如ク考慮ス

操業工場ニ付テモ各業種ノ實情ニ應ジ生産機能ノ刷新向上其ノ他ノ措置ヲ講ジ生産性ヲ昂揚ス

二、地方長官ニ於テ操業工場及保有工場ノ選定ヲ爲スニ當リテハ第一ニ定ムル所ニ依リ豫メ準備其ノ他ノ重點部門へ轉換利用スベキ工場ヲ想定シ之ヲ除キタルモノノ中ヨリ選定スルコトトシ此ノ場合規模ノ比較的大ナル工場ノミヲ選定スルコトナク特ニ勞務等ノ有効利用ニ留意ス

三、保有工場ハ厥力當該業者又其ノ國ニ若ハ統合且ノ自力ニ依リ之ヲ保有セシメ要スレバ各所管省ノ指示ニ依リ産業設備營回ヲシテ之ヲ買受保有セシム

前項ニ依ル保有ニ要スル費用（金利ヲ含ム）ニ付テハ狀況ニ應ジ其ノ一部又ハ全部ヲ政府ヨリ補助ス

四、操業工場へノ生産ノ集中及保有工場ニ於ケル設備ノ保有ヲ容易ナラシムル爲必要ニ應ジ業種ノ業種ニ即應シ共同計畫ヲ實施セシム

第三 工場及設備ノ活用又ハ供出ニ關スル措置

一、操業工場及保有工場以外ノ工場及其ノ設備ハ之ヲ活用又ハ供出厨化セシム但シ特ニ優秀ナル設備ハ之ヲ操業工場又ハ保有工場ノ設備ト人替ブル等適當ナル措置ヲ講ズ

二、中小企業ノ多數存スル地方ニ於ケル工場ノ活用ニ關シテハ適當

ナル工場ヲ中核トシ之ニ以備、中小工場ヲ從屬セシメ之ヲ一層トシテ利用セシムルガ如ク努ムルモノトシ之ガ實施ニ關シ必キナル事項ハ關係各總協賛決定ノ上地方長官ニ指示ス

備考

- 一、各業種ニ付工場ノ採集、保有、利用及以止ノ割合及供出層級概ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 二、中小工業ニ關シテハ本妥案ニ依ルノ外昭和十七年八月十一日閣議決定「中小工業ノ設備ニ關スル件」ニ依ルコト
- 三、第一種工業部門ニ關スル採集ノ設備擴張ニ付テハ本妥案ノ趣旨ニ即應シ檢討ノ上措置スルコト

極秘

別表

第一種工業部門ニ属スルモノ左ノ如シ但シ特ニ必要ト認ムルトキハ
關係各局ノ協議ニ依リ追加補正ヲ爲スコトアルモノトス

第一 各所管省ニ於テ措置スベキモノ

綿スフ紡績業

スフ製造業

スフ専紡績業

油糸紡績業

梳毛紡績業

製紙バルブ製造業

紡毛紡績業

人絹バルブ製造業

絹糸紡績業

綿漁網製造業

人絹製造業

錫鋼生産業

非鐵金屬鑄造業

電線製造業

其ノ他ノ非鐵金屬加工業

硫酸生産業

ア法曹達工業

無機工業藥品生産業

タール系中間物生産業

カーバイド生産業

廢油再製業

燐寸製造業

葡萄酒製造業

精製糖業

硬化油生産業

寫眞感光材料生産業

研削材製造業

耐火煉瓦製造業

ゴム工業

煉炭製造業

グルタミン酸ソーダ製造業

器械製造業

食料品罐詰製造業

水飴製造業

麥酒製造業

商短纖維製造業

蠶種製造業

第二 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノ

反毛工業

綿スフ織物製造業

毛織物製造業

絹人絹織物製造業

麻織物製造業

燃絲製造業

ガラス紡績業

織物染色業

絨維雜品染色業

絨維第二次製品製造業

製網製網業

製紙業

印刷業

輕金屬加工業

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

セメント製品製造業（一部ヲ除ク）

合成樹脂製造業

果汁製品生産業

合成樹脂加工業

石灰製造業

脂肪酸生産業

塗料製造業

油脂製造業

菓子製造業

製粉業

清涼飲料製造業

三 地方長官ニ於テ措置スベキモノ

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

極秘

別冊第二

小賣業ノ整備ニ關スル件案 (一八五三一)

昭和十八年度ニ於ケル小賣業ノ整備ハ昭和十七年四月二十一日閣議決定「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ概ネ左ノ要領ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

要領

一 第二次以降ニ政府ノ指示ニ基キ計畫的整備ヲ實施スベキ業種ハ概ネ別表ノ通りトス

前項ノ業種ニシテ地方官廳ニ於テ當該地方ノ狀況ニ依リ計畫的整備ヲ要セスト認ムル場合ニ於テハ政府ノ指示ヲ受ケ之ヲ實施セザルコトヲ得ルモノトス

第一項以外ノ業種ニ付地方官廳ニ於テ特ニ計畫的整備ヲ要スト認ムルモノニ付テハ政府ノ指示ヲ受ケ之ヲ實施スルコトヲ得ルモノトス

其 準備ヲ實施スベキ業種中政府ノ指示ニ基クモノニ付テハ政府ニ於
テ管理ノ大綱ヲ指示スルモノトス

其 導業者ノ決定ニ當リテハ計畫的整備ニ支障ナキ限リ轉業ヲ希望ス
ル者ヲ優先セシムル様考慮スルモノトス

其 第一次指定業種ニシテ既ニ整備ヲ完了シタルモノノ殘存業者又ハ
第二次以降ニ計畫的整備ヲ實施セザル業種ノ業者ニシテ自發的三
業ヲ申シ出デタルモノニ付テハ地方官廳ノ指導斡旋ヲ受ケタル場合
ハ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ヲ爲サシムル様
考慮スルモノトス

其 導業者ヲシテ必要ニ應ジ業種別又ハ業種別ノ労働者仕隊等ヲ組
織セシメ臨時緊要産業其ノ他ノ方面ニ於テハ提供ヲ爲サシムルモノ
トス

備 考

接客業者ニ付テハ別途策定スルモノトシ生活援護共助金ノ交付、國
民更生金庫ノ利用等ニ關シテハ小賣業整備ノ取扱ニ準ズルモノトス

別表

第二次以降ニ於テ整備ヲ實施スベキ業種

ラジオ電氣用品商、紙文房具商、小間物商、履物商、藥化粧品商、
書籍雜誌商、荒物雜貨商、青果物商、魚介類商、肉類商、花卉商、
乾物其ノ他雜食品商

別冊第三

産業整備ニ伴フ工場等専用ニ購置スル措置要綱(案) (一七八―一五―三一)

産業整備ニ伴ヒ第一種工業部門ニ於テ廢休止スベキ工場、専業場又ハ機械器具等ニシテ車寄其ノ他ノ重點部門ヘ専用スルモノニ付テハ左記ニ依リ措置スルモノトス

記

第一 通則

一 専用(護渡、賃借、出資又ハ自家使用ヲ謂フ以下同ジ)スベキ物件ヲ左ノ二種ニ分ツ

(一) 専用工場 工場又ハ専業場ニ於ケル土地及建家トシ金屬設備ニ屬スルモノヲ含マズ

(二) 金屬設備 工場又ハ専業場ニ於ケル機械器具及金屬ヲ主體トスル工作物等ニシテ専用設備類回收令ニ依ル回收

ノ對象タリ得ベキ種類ノ設備トス

三、 需用工場タル建築及金剛設備ニ包含セラルル鐵鋼量ハ物資動員
計畫ニ於ケル鐵鋼配當量（需用分）ヨリ之ヲ控除スルモノトス
四、 需用工場及金剛設備ノ代價支拂ニ關シテハ之ガ浮動資金化スル
コトナカラシムル爲一産業整備ニ伴フ財政金融措置要綱ニ依リ
適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二 金剛設備ニ關スル措置要領

一、 金剛設備ノ計畫的需用ヲ確保スル爲之ガ需用ニ關シ法令ニ依ル
規制ヲ實施スルモノトス

二、 金剛設備ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヲ供出設備トス

- (一) 産業設備營團、重要物資管理營團若ハ國民更生金庫ニ讓渡セラレタル設備又ハ之等ノ機關ニ對シ讓渡ノ申込若ハ處分ノ委託アリタル設備
- (二) 前號ノ機關ニ供出スベキコトニ行政官廳又ハ統制團體ニ於テ決定ノ上通知アリタル設備

三、 供出設備ハ商工大臣ノ發行スル需用證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ需用スルコトヲ得ザルモノトス但シ左ノ各號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- (一) 産業設備營團、重要物資管理營團又ハ國民更生金庫ニ讓渡スルトキ
- (二) 前號ノ機關ガ金口回收統制株式會社ニ讓渡スルトキ

四、 需用證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ商工大臣ニ之ヲ申請スルモノトス

前項ノ申請者ガ陸軍又ハ海軍ノ管理工場、監督工場又ハ之等ニ準ズル工場ナルトキハ前項ノ申請ハ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シテ之ヲ爲スモノトス
需用ヲ受ケントスル者官廳ナルトキハ商工大臣ニ協議シ需用證明書ノ交付ヲ受クルモノトス

五 商工大臣ハ四ノ申請又ハ協議アリタルトキハ別ニ定ムル専用協
議會ニ之ヲ付議スルモノトス
専用協議會ニ於テ専用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ商工大
臣ハ専用證明書ヲ發行シ之ヲ四ノ申請者又ハ協議官廳ニ交付スル
モノトス

六 金局設備ニシテ二ノ供出設備ニ非ザルモノハ商工大臣ノ許可ヲ
受タルニ非ザレバ之ヲ専用スルコトヲ得ザルモノトス但シ別ニ定
ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請ニ付テハ四及五ヲ準用ス
商工大臣第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ當該設備ノ専用ヲ受タル
者ニ對シ専用證明書ヲ交付スルモノトス

七 金局設備ノ専用ノ場合ニ於ケル價格及賃貸料ハ政府等ノ決定ス
ル評價基準ニ依ルモノトス

専用ノ方式及價格又ハ賃貸料以外ノ専用條件ハ當事者間ノ協議ニ
依ルモノトス

八 當該者間ニ於テ協議アリハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
商工大臣ハ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

九 前記ノ各措置ヲ確保スル爲メ金局類回收令ノ改正ヲ爲スモノトス
第三 専用工場ニ關スル措置要領

一 専用工場ノ計畫的専用ノ確保ニ關シテハ特設ノ法令ニ依ル規制
ヲ實施スルコトナク臨時資金調整法等ノ運用ニ依ルヲ建前トスル
モ要スシバ企業整備令ニ依ル特別命令ヲ發動スルモノトス

二 専用工場ノ専用ヲ受ケントスル者ハ當該専用工場ヲ所管スル主
務大臣ニ之ヲ申出シ爲スモノトス

第二ノ國第三項及第三項ハ専用工場ニ付之ヲ準用ス

三 主務大臣ハ二ノ申出又ハ協議アリタルトキハ第二ノ五ノ専用協

議會ニ之ヲ付議スルモノトス
轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ主務大臣ハ轉用通知書ヲ轉用工場ノ専業主及轉用申出者又ハ協議官廳並ニ産業設備當局ニ送付スルモノトス
前項ノ通知アリタルトキハ當事者ハ轉用ニ付産業設備當局ノ轉用ニ依リ協議ヲ爲スベキモノトス
轉用ノ方式及其ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス
當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ要スレバ企業整備令第五條ニ依ル命令又ハ同令第六條ニ依ル決定ヲ爲スモノトス

備考

一、本要綱ハ産業整備基本要綱ニ依ル整備ノ外従前ノ方針ニ基ク企業整備ニ關シテモ之ヲ適用スルモノトス但シ別ニ定ムルモノ

ハ此ノ限ニ在ラズ

二、本要綱ノ實施ニ當リテハ轉用工場及金屬設備ヲ努メテ一元時ニ有效活用スルモノトシ轉用協議會ニ於テ之ガ綜合調整ヲ確保スルモノトス

三、工場又ハ事業場ニ於ケル建家ノ轉用ニ當リテハ建家ノ使用上必要ナル最少限度ノ設備ハ其ノ附屬セル状態ニ於テ轉用セシメ之ガ效率的利用ヲ圖ルモノトス

四、要綱第一ノ二ニ依リ鐵鋼配當量ヨリ控除スベキ數量ハ金屬設備ニ包含セラルルモノニ在リテハ轉居證明書、轉居二場タル建家ニ包含セラルルモノニ在リテハ轉用通知書ニ掲記セラルル所ニ依ルモノトス
石敷費ノ決定方式ニ關シテハ別ニ關係官廳間ニ於テ協議決定スルモノトス

五 需用物件ニ包含セララルル鋼及鉛ニ付テハ差當リ鐵鋼ノ如キ措
置ニ依ラザルモ銅及鉛ノ特別回收計登上ノ設定物件ノ需用アリ
タルトキハ次期物資動員計登ノ配當實施ニ際シ其ノ需用分ノ調
整ヲ行フモノトス

六 要綱第二ノ八及第三ノ五ニ付テハ協議ヲ爲スベキ期間ヲ別ニ
定メ當該期間内ニ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキ
ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

七 要綱第三ノ二第一項ニ依ル主務大臣ガ商工大臣以外ノ大臣ナ
ルトキハ當該申出書ノ寫ヲ同時ニ商工大臣ニ提出スベキモノト
ス

八 需用工場及金屬設備ニ關シ地方廳ニ於テ措置セシムルヲ適當
トスルモノニ付テハ運用上特別ノ取扱ヲ別ニ定ムルモノトス

極秘

別冊第四

産業整備ニ伴フ從業者措置要綱(案)

(一八五三一)

第一方針

産業整備ニ伴フ從業者ノ措置ニ關シテハ迅速且圓滑ニ配置轉換ヲ完了シ得ル如ク左ニ依リ各般ノ施策ヲ講ズ

一 從業者ノ技能經驗等ヲ活用シ得ル如ク重點的且計費的ニ配置轉換セシムルモノトシ國家ニ於テ積極的ニ指導斡旋ヲ要スレバ配置轉換ニ付法的措置ヲ講ズ

二 配置轉換ハ地域的ノ需給狀況ヲ考慮シ極力移動區域ヲ小範圍ニ止ム

但シ廢休止工場事業場ト同一企業體ニ屬スル他ノ工場事業場ニ轉換スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 從業者ノ轉換先ニ於ケル給與ハ原則トシテ從前ノ夫レニ比シ減少スルコトナキ様措置ス
前項ノ給與以外ノ處遇ニ付テハ成ルベク從前ノ夫レニ準ズル取扱

ヲ爲ス様考慮ス

四 應召入營中ノ從業者及其ノ家族ニ對スル取扱ハ應召入營者ヲシテ後慮ノ憂ナカラシムル如ク特段ノ考慮ヲ爲ス

五 從業者ノ配置轉換ニ伴フ住宅ノ整備、輸送ノ確保及轉換後ノ生活援護等ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

六 廢休止工場事業場ノ從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ付テハ其ノ生活援護、鍊成又ハ豫備配置等ヲ爲シ之ガ爲必要ニ應ジ國家ニ於テ財政的負擔ヲ爲ス

第二 要 領

一 從業者ノ配置轉換措置

一 業種毎ニ當該業種ノ整備方針ニ基キ剛又ハ道府縣ニ於テ之ガ具體的配置轉換計畫ヲ作成ス
要スレバ當該統制會又ハ當該産業團體ヲシテ配置轉換計畫ノ作成ニ當リ協同セシム

二 配置轉換計畫ノ作成ニ當リテハ概ネ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フモノトス

(1) 整備産業ニ於ケル從業者ノ他産業ヘノ轉換竝ニ他地域ヘノ移動ノ適否

(2) 轉換者ノ技能、經驗、地位及家庭事情

(3) 轉換先ニ於ケル待遇

(4) 住居移動ノ要否竝ニ收容施設ノ有無

(5) 職員及勞務者ノ一體的轉換

三 轉換スベキ從業者ノ離散ヲ防止シ配置轉換計畫實施ノ的確ヲ期スル爲必要ニ應ジ廢休止工場事業場ニ付勞務調整令第二條ニ依ル指定ヲ爲ス

四 配置轉換計畫ヲ設定シタルトキハ特別ノ事情アル場合ノ外本計畫ニ基キ強力ナル指導助成ニ依リ轉換セシムルコトトシ要ス

レバ法的措置ヲ講ズ

(四) 従業者ノ帰換ニ當リテハ成ルベク一般勞務者、幹部勞務者及職員ヲモ含メ集團的ニ帰換セシムル如ク指導ス

(六) 健康、年輪等ノ關係ニ依リ前各項ニ依リ難キモノト認メタル場合ハ他ニ就職斡旋ス

(七) 本要綱ニ基キ配置帰換又ハ就職斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ勞務配置關係法令ノ適用ニ當リ特ニ弾力性アル運用ヲ考慮ス

三 賃金給與ニ關スル措置

- (一) 廢休止工場事業場ノ従業者ニ對シテハ當該工場事業場ヲシテ法令ノ定ムル手當ノ外別ニ解雇手當ヲ支給セシムル如ク指導ス
- (二) 廢休止工場事業場ノ専業主ハ配置帰換ノ實施以兩ニ於テ休業ヲ餘儀ナクセラレタル従業者ニ對シ成ルベク従前ノ給與ヲ支給

當ナル措置ヲ講ズ

(一) 多數従業者ノ配置帰換ノ行ハルル場合ニ於テハ輸送及食糧、配給ニ遺憾ナキ様豫メ關係當局ノ間ニ於テ緊密ナル連絡ノ上之ガ確保ヲ圖ル

五 従業者ノ生活援護ニ關スル措置

廢休止工場事業場ノ従業者ニシテ直ニ帰換シ得ザル者ニ對シテハ實情ニ應ジ轉換完了ニ至ル迄ノ間生活維持ニ必要ナル援護トシテ一定期間ヲ限リ國家ニ於テ必要ナル補助ノ措置ヲ講ズ

既ニ轉換シタル者ニシテ特別ノ事情ニ依リ生活困難ナル者ニ對シテモ前項ニ準ジ生活援護ノ措置ヲ講ズ

六 未配置従業者ノ管理ニ關スル措置

(一) 廢休止工場事業場ノ従業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者及要領三、(一)但書ニ掲グル者ノ援助、要領五ノ生活援護及要領

附 八 大 日 本 産 業 報 國 會 の 組 織 を 活 用 シ テ 之 を 行 ヒ 之 が 所 要 経 費 八 國 家 に 於 テ 補 助 ス

（ 四 ） 廢 休 止 工 場 事 業 場 の 従 業 者 ニ シ テ 直 ニ 轉 換 シ 得 ザ ル 者 ハ 大 日 本 産 業 報 國 會 ニ 於 テ 國 民 動 員 報 國 隊 を 組 織 シ 其 の 配 置 ハ 國 民 隊 業 指 導 所 の 指 示 ニ 依 リ 之 を 行 フ

備 考

一、 本 要 綱 ハ 第 一 種 工 業 部 門 ニ 適 用 ス ル モ ノ ト ス

第 三 種 工 業 部 門 ニ 對 シ テ ハ 第 二 要 領 一、（ 三 ） 及 四 を 除 ク、外 適 宜 準 用 ス

二、 廢 休 止 企 業 の 事 業 主 ニ シ テ 勞 務 者 ト シ テ 重 點 部 門 へ 轉 換 シ 得 ル 者 ニ 對 シ テ ハ 要 領 二 及 五 を 除 ク、外 適 宜 準 用 ス

三、 勞 務 者 ト シ テ 轉 換 困難 ナ ル 者 ニ 對 ス ル 授 産 其 の 他 必 要 ナ ル 措 置 ハ 別 途 考 慮 ス

四、 配 給 部 門 ニ 於 テ 整 備 を 行 フ 場 合 ニ 於 ケ ル 従 業 者 の 措 置 ニ 付 テ ハ 工 業 部 門 と の 相 連 を 考 慮 シ ツ ツ 附 針 六 の 措 置 を 講 ズ ル モ ノ ト ス

別冊 第五

産業整備ニ伴フ共助金等措置要綱案

十一八 兵三十一

産業整備ニ伴フ共助金等ニ付テハ所要ノ轉廢業ヲ公正且圓滑ニ實現シ併セテ今次産業整備ノ眞意義ノ徹底ニ遺憾ナカラシムル爲適切ナル共助方法ヲ購ゼシムルト共ニ殘存企業ニ於ケル經營ノ堅實ヲ圖ル爲之ニ對スル負擔ノ過重ヲ避クル方針ノ下ニ左記ニ依リ之ヲ運用スルモノトス

記

一、轉廢業者ノ設備又ハ資産ノ引取

轉廢業者ヨリ引取ルベキ設備又ハ資産ノ評價ハ左ニ依リ之ヲ行フモノトス

(一) 産業設備營團ガ設備ヲ買取ル場合及國民更生金庫ガ資産ヲ引受クル場合ノ評價ハ現行ノ基準ニ依ルコト

尙國民更生金庫ニ於ケル資産引受價額ノ算定ニ當リテハ右基準ニ
依ル營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ交付ス
ル趣旨ヲ可及的勵行スルコトトシ之ヲ爲スル爲メ資産並ニ營業權ノ評價ノ
方法ヲ改善スルコト

(二) 當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體(以下殘存團體ト
稱ス)ガ設備又ハ資産ヲ引取ル場合ノ評價ハ前項ノ基準ニ準ズル
モ引取價額ハ當該産業部門ニ對スル將來ノ原材料、商品ノ供給ノ
見込等ヲ參酌セル殘存團體ノ負擔能力ノ限度ヲ超ユルコトヲ得サ
ルコト

(三) 設備又ハ資産ノ引取價額ノ算定ニ當リテハニニ依ル實績補償ノ
爲メ共助金交付ノ程度ヲ斟酌スルコト

三、共助金ノ交付

轉廢業者ニ對スル實績補償ノ爲メ共助金(營業權補償、實績補償、

配給權補償等ノ名義ヲ以テスル實績補償ノ性質ヲ有スル交付金ヲ含
ム)ハ左ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

(一) 共助金ハ殘存團體ノ負擔能力ノ限度内ニ於テ之ヲ算定シ努メテ
過大ナル見込ヲ避クルコト

(二) 共助金ノ交付ハ中小企業業者ニ重點ヲ置クコトトシ特ニ大工業者
ガ其ノ工場、設備等ヲ相當ノ價格ヲ以テ處分シ又ハ之ヲ活用シ得
ル場合ニハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(三) 左ノ場合ニ於テハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(1) 殘存團體ニ共助金負擔ノ餘裕無メテ乏シキ場合

(2) 共助金ノ財源ニ充ツル爲メ當該物資ノ價格引上ゲノ要ヲ生ズベ

キ場合

轉廢業者ガ其ノ設備又ハ資産ノ大部分ヲ殘存團體ニ出資スル等ノ
場合ニ於テ轉廢業ノ實績シト認メラルモノニ付テハ原則トシテ

共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

三、前二項ノ措置ヲ確保スル爲臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル認
許可、共助ノ爲ノ資金ノ貸付等ニ際シテハ充分慎重ヲ期スルモノト
ス

四、貯廢業ニ依リ生活ノ維持困難ナル者ニ對スル生活援護ノ共助金

ニ關シテハ國家ニ於テ一業主當三百圓ヲ限度トシテ補助ヲ爲スモ要
スレバ六百圓迄増額スルノ途ヲ講ズルモノトス

五、設備又ハ資産ノ引取代金及共助金ノ浮動資金化ノ防止ニ付テハ「ノ産
業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依ルモノトス

六、前各項以外ハ現行ノ制度ニ依ルモノトス

備考

一、現ニ進行中ノ左ノ整備ニ於ケル共助金等ノ運用ニ付テハ概ネ從
前通りノ取扱ニ依ルコト

(一) 工業及卸賣業ニ付テハ昭和十七年度中ニ企業整備要綱ヲ決定

シ地方長官又ハ統制團體宛通牒ヲ發シタルモノ

(二) 小賣業ニ付テハ第一次指定業種ニ該當スルモノ

ニ、要綱ニ(三)第二項ノ例外トシテ共助金ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ國民更生金庫ヲシテ之ガ資金ノ貸付ヲ爲サシメザルコト

極秘

別冊第六

産業整備ニ伴フ財政金融措置要綱案

(一八五三一)

第一 方針

産業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ

(一) 必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト

(二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防

止スルコト

(三) 依攤債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト

(四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト

(五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スルコト

ヲ目途トシテ各段ノ方策ヲ講ズ

第二 要領

一 必要ナル金融資金ノ供給

(一) 一般金融機關が廢止企業ニ對シテ又全般的ニ貸付ヲ引續ク
(條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム)ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其
ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寬大ニ措置スル様指導ス

(二) 各企業ノ取引金融機關ヲシテ産業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極
的ニ協力セシメ廢止企業(之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム)
ニ對シ整理所要資金(既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維
持、従業員ノ整理、金利其ノ他一般經費等ノ爲メ所要資金)ヲ
供給セシム

(三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ續續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノ
ニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代
リ又ハ融資ヲ爲サシム

(四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導監督ヲ爲サ
シム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(五) 産業設備營團、國民更生金庫其ノ他廢止企業ノ設備等ヲ買
取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナ
ル措置ヲ講ズ

三 浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢止企業ノ設備其ノ他
ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ
付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、能稅、
退職金等ノ支出、既存債務ノ辨済其ノ他必要已ムヲ得ザル事由
ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當
ナル措置ヲ講ズ

(2) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金(假稱)ニ振
替フルコト

(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ

振替フルコト

- (5) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)
- (二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ(一)ニ準ジ措置ス
- (三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ轉用等ニ當リテハ可及的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ質貸借、合併又ハ現物出費ノ方法ニ依ラシムルモ買收ノ形式ヲ採ル場合ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ
- (1) 代金ヲ受領者名義ノ改定ニ依リテハ其ノ特殊貸上金ニ振替フルコト

- (2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ其ノ保有スル國債ヲ以テスルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)
- (3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

- (四) 前各號ノ場合ニ於テ代金ノ支拂ニ代ヘ買收者ニ於テ廢休止企業ノ負擔セル既存債務ヲ引受クルコトヲモ併セ考慮スルコト
 - (五) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納税其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取リ若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返付ヲ爲ス
- 金融機關ニ對スル特殊預金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル

場合ハ預金ノ引出ヲ認ム

産業設備債券、更生債券、交付社債等有價證券ノ換領ヲ必要ト
スル場合ニ於テハ要スレバ政府ニ於テ適當斡旋ス

(六) 實績補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢止企業ニ對シ交
付セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト
共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(七) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲ
モ考慮ス

(四) 前各號ニ依ルノ外前廢止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ適當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ要領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ回ケシムル様措置ス
廢止企業關係者ノ爲ニ同様に國民貯蓄組合ノ引繼等ノ方法

ニ依リ努メテ其ノ維持ヲ圖ル

(九) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ備存シセシ
ムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス
(註) 會社ヲ存続セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員
等ヲ殘存セシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三 會社經理對策

(一) 企業ノ頹勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止スル爲廢
止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス

重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放慢ニ流ルルヲ防止スル
爲經理監督ヲ強化ス

(二) 廢止企業ニ於ケル經費ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員
ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(三) 廢止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認

- ム
- (1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ルニ再評價ニ依リ評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト
- (2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト
- (3) 必要アルトキハ經費的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理スルコトヲ認ムルコト

四 株價對策

- (一) 株價（特ニ廢休止企業ノ株價）ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢休止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避ケルト共ニ重點企業ノ配當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株價對策ノ見地ヨリ

適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サシム

五 債權債務關係處理ノ圓滑化

- (一) 廢休止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム
- (二) 廢休止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和スル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム
- (三) 額リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ルモノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援ス

六 財政上ノ對策

- (一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生産費補給

産業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情
ニ即シ適當財政負擔ノ措法ヲ講ズ
④ 廢休止企業及其ノ關係者等ニ對スル租税ノ減免ニ付必要ナル
措置ヲ講ズ

參考

極利小賣業ノ整備ニ關スル件

(昭和一七 四 二一)
閣議決定

今年三月六日閣議決定ニ依ル「中小商工業者ノ整理統合並ニ職業轉換ニ關スル件」ニ基ク小賣業（接客業ヲ含ム）ノ整備實施ニ付テハ概ネ左ノ要領ニ依ルモノトス

要領

- 一、整理統合ハ左ノ方針ニ依リ之ヲ行フ
 - 1 小賣業ノ整理統合ト勞務動員ノ見地ニ基ク之ガ職業轉換ハ表裏一體タルベキ關係ニ在ルヲ以テ兩側面ノ計畫並ニ實施ニ付彼此照合スベキモノトスルコト
 - 2 政府及地方官廳ハ業者團體ノ協力ノ下ニ實情ニ即シ積極的指導ヲ行フコト
 - 3 整理統合ニ當リテハ小賣業者トシテノ個人企業態ヲ存置スルモノトス但シ特別ノ事由ニ因リ之ニ依リ難キ場合ハ其他ノ方法ニ依

リ之ヲ行フコト此ノ場合ニ於テハ主管大臣ハ之ヲ閣議ニ報告スルコト

4 整理統合ニ當リテハ取扱ノ實績ニ拘泥セズ轉換ノ難易、店舗ノ位置分布、企業ノ經營規模等ヲ考慮スルト共ニ消費者ノ便益ヲ充分ニ勘察スルコト

5 小賣業ト同種ノ事業ヲ行フ産業組合其他ノ農林水産團體及百貨店等トノ間ニ夫々必要ニ應ジ適切ナル事業分野ノ調整ヲ行フコト

ニ 小賣業ノ整備ニ當リテハ左ノ點ヲ考慮スルモノトス

1 食料品等ノ日常生活必需品ニ付テハ買出し又ハ配達ノ便宜、消費者數及其ノ分布狀況、需給數量等ヲ考慮シ配給ヲ調整セラシムル如ク整備スルモノトシ要スレバ配給擔當區域ヲ限定シ之ニ適當數ノ店舗ヲ配置シ適宜切符制、配帳制又ハ顧客登錄制等ヲ活用シテ配給ヲ計画的ナラシメ必要ニ依リ共同御用開又ハ共同配達ヲ行

フコト

2 配給能率ノ低下ヲ防止シ之ガ向上ヲ圖ル爲店舗ヲシテ共勵セシメ其ノ成績ニ應ジ取扱數量ノ増減ヲ圖ル爲登錄ノ更新ヲナサシムル等適當ナル措置ヲ爲スコト

三 整理統合ニ伴フ轉業者ノ決定並ニ其ノ轉換ニ付テハ左ノ點ヲ考慮スルモノトス

1 年齢、資質、經驗、技能等ヨリ見テ他ノ勞務ニ堪へ得ル者ヨリ轉業者ヲ選定スルコト

2 戰死者及戰病死者ノ遺族、出征軍人ノ家族、傷痍軍人等ニシテ轉業者適當トセザル者ニ對シテハ成ルベク従前ノ業務ヲ繼續シ又ハ之ニ從事シ得ル如クスルコト

3 轉業者ノ個々ノ選定ハ行政官廳ノ指導ノ下ニ業者團體ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

- 4 職業者ノ就職ハ國民職業指導所ニ於テ勞務動員ノ必要ト認ミ合セ之ヲ指導斡旋スルヲ原則トスルコト
- 四 職業者ノ就職ニ付テハ左ノ措置ヲ講ズルモノトス
 - 1 職業輔導施設並ニ國民勤勞訓練所ヲ整備擴充スルコト
 - 2 工場事業場其他ニ對シ職業者ニ對スル訓練並ニ技能ノ鍊成ニ關シ適切ナル措置ヲナサシムルコト
 - 3 職業者ハ速ニ其ノ就職先、就職條件等ノ大體ノ目途ヲ定メタル後導出セシムルコトトシ導出ニ至ル迄ノ過渡期ニ於テハ必要ニ依リ勤勞奉仕隊等ヲ結成シ差當リ緊要産業ノ生産增強ニ協力セシメ之ニ依リ職業ニ必要ナル鍊成ヲ爲サシムルコト
 - 4 職業者ノ收入ハ従前ノ收入ニ激減ヲ與ヘザル如ク特別ノ考慮ヲ拂フコト

〇 職業者ノ家族ニ對シテモ其ノ就職授産等ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂フコト

五 整理統合ノ實施ニ當リテハ同業者ノ共助精神ニ基ク自治的共助方法ヲ勸奨實施セシムルモノトス

六 企業ノ整理統合ニ依リ職業スル者ノ店舗其ノ他ノ營業用設備、手持商品等ノ處理ニ付テハ業者又ハ業者團體等ニ於テ買取リ又ハ利用處分ノ斡旋ヲ爲スト共ニ其ノ營業上ノ債權債務ニ付テモ之ガ處理ニ協力セシムルモノトス

右ノ場合可及的ニ國民更生金庫ヲ活用スルモノトス

七 職業轉換ヲ爲シタル者ガ従前ノ企業ニ復歸ヲ希望スル場合ニ於テ其ノ企業ノ新規開業ヲ認メ得ル事情アル時ハ之ガ許可ニ付優先的ニ考慮スルモノトス

八 第一次ニ整理統合ヲ爲スベキ業種ハ概シ別表ノ如シ

別表

第一次ニ整理統合ヲ行フベキ業種

(イ) 商工省關係

石炭商、石油商、自動車商、金物商、貴金屬時計商、陶磁器商、硝子商、呉服商、洋服商、洋品雜貨商

(ロ) 農林省關係

米穀商、木材商、木炭商、農機具商、農藥商、味噌醬油商、菓子商

(ハ) 大藏省關係

酒商

(ニ) 内務省關係

麻雀俱樂部、カフェーバー、周旋屋

參考二

極秘

中小工業ノ整備ニ關スル件 (一七 八 一 一)
閣議決定

今年三月六日閣議決定ニ係ル「中小商工業ノ整理統合並ニ職業轉換ニ關スル件」ニ基ク中小工業ノ整備ニ付テハ各業種毎ニ其ノ實態ニ即シ概ネ左記ニ基キ整備計畫ヲ樹立實施スルモノトス

第一方針

- 一 皇國工業ノ發展ノ趨勢ニ照臨シ工業生産力ヲ綜合的ニ増強シ以テ戰爭遂行力ノ急速ナル擴充強化ヲ圖ル爲中小工業ノ特性ニ鑑ミ左ニ依リ之ヲ整備スルモノトス
- 二 中小工業ノ整備ハ同種ノ大工業並ニ關聯アル他種工業トノ有機的聯繫ヲ勸策シテ實施スルコト
- 三 戰爭遂行力ノ擴充強化ノ爲必要ナルモノハ其ノ特質ニ應ジ生産

力ノ却揚ヲ圖ルト共ニ緊要度低キモノハ速ニ整理ヲ斷行シ設備、
原材料及勞力ノ有効利用ヲ圖ルコト

三 經營、技術及品質ノ向上、生産ノ計畫化並ニ製造分野ノ整理ヲ
圖リ其ノ能力ノ活用ニ努ムルコト

四 國民動員計畫ノ實施ト照應セシメ企業整備ノ結果供出セラルル
勞力ハ確實ニ之ヲ國民動員ノ給源ニ充ツルコト

第二 實施要領

一 戰爭遂行力ノ擴充強化ノ爲必要ナルモノハ左ニ依リ之ヲ整備ス
ルモノトス

1 經營、設備、技術及他工場トノ關係等ヲ調整シ一工場ノ製品
ハ可及的之ヲ單純化スルコト

2 下請工場トシテ適當ナルモノハ該社工場ト定常的且有後の結
合ヲ保持セシムルコト

3 作業工程ノ分割、部品ノ分解等ニヨリ一地域内ノ工場ヲ綜合
的ニ利用シ生産能力ノ活用ヲ企圖シ得ルモノハ所謂地方統制工
業等ノ方式ヲ活用スルコト

4 經營設備過小ニシテ品質ノ向上ト生産能力ノ増進ヲ期スルコ
ト困難ナルモノハ適當ナル規模ニ統合スルコト

5 經營、技術等不良ニシテ活用困難ナルモノハ之ヲ整理スルコ
ト

6 第一號乃至第四號ノ實施ニ當リテハ可及的從來ノ企業態ノ實
體ヲ活用スルコト

三 前項ニ該當セザルモノハ原材料、勞力、設備等、製品ノ需給關
係、工場ノ良否等ヲ勘察シテ整理統合スルモノトシ存続企業ノ整
備ハ特別ノ專由アル場合ヲ除キ概テ前項ニ準ジ之ヲ行フモノトス
三 整備ニ當リテハ企業ノ實情及地方ノ情況等ニ即シ劃一ニ流レザ

ル様留意スルモノトス

四 技術及品質ノ向上ヲ圖ルタメ銘柄ノ整理、規格ノ統一、検査施設ノ強化、技術ノ指導啓蒙等ニ努ムルモノトシ要スレバ工業組合、親工場等ヲ利用スルモノトス

五 専ラ家族ノ分力ヲ利用スル家内工業ニ付テハ其ノ特質、餘剰勞力ノ轉換ノ難易等ヲ考慮シ其情ニ即シ措置スルモノトス

六 整理統合ニ當リテハ左ノ點ヲ考慮スルモノトス

1 將來ニ亘リ特ニ保存ノ必要アリト認メラルル特殊ノ技術ハ之ガ保存ニ付特別ノ考慮ヲナスコト

2 必要トナルベキ設備、機械等ハ可及的資源回收ニ即シテ之ヲ供出セシメ特ニ保存スルヲ必要トスルモノハ適當ナル機關ニ於テ保有スルコト

右ノ場合國民更生金庫又ハ産業設備貸付會等ヲ活用スルコト

3 工場ヲ廢休止スル場合ニ於ケル廢休業手當及轉業者ノ生活費ノ補給又ハ轉業ノタメニ要スル資金ニ充ツル爲メ共助金等ノ支給ヲ爲ス同業者ノ共助精神ニ基ク自治的共助方法ヲ勸奨實施セシムルコトトシ共助資金ノ造成ニ當リテハ共助施設ノ單位ヲ可及的大ナラシムルコト

4 中小工業ノ整備ト國民動員ノ見地ニ基ク之ガ職業轉換トハ表裏一體タルベキ關係ニ在ルモノ在續企業ニ從事スベキ者ハ其ノ工業ノ生産性ノ昂揚ニ重點ヲオキテ選定シ轉業スベキ者ハナルベク其ノ技術ヲ活用スル如ク就職セシムル様措置スルコト

5 戦死者及戦病死者ノ遺族、出征軍人ノ家族、傷兵軍人等ニシテ轉業ヲ適當トセザルモノニ對シテハ成ルベク従前ノ業務ヲ繼續シ又ハ之ニ從事シ得ル如クスルコト

6 轉業者ノ就職、接遇、債權債務ノ處理等ニ付テハ本件ニ依ル

ノ外概ネ今年四月二十一日閣議決定「小賣業ノ整備ニ關スル件」
ニ準ジ措置スルコト
セ 具體的整備計畫ノ樹立實施ニ關シテハ關係統制會其ノ他ノ統制
團體ヲシテ適宜之ニ參證セシムルモノトス

諒 解 事 項

- 一 現在迄ニ整備ヲ完了シ又ハ整備進行中ノモノノ取扱ハ左ニ依ルモノトス
 - (一) 既ニ整備ヲ完了シタルモノハ其ノ方針ヲ變更スルノ要ナキコト
 - (二) 既ニ整備進行中ノモノニシテ其ノ整備方針ニ於テ本件ノ趣旨ニ合致セザルモノハ本件ニ依リ適當ニ修正ヲ加フルコト
 - (三) 既ニ整備ニ着手シタルモノニ付テモ勞務供出ニ關スル具體的計畫ヲ樹テ確實ニ其ノ轉換ヲ圖ルモノトス
 - (四) 各業種ノ整備ニ當リテハ本件ノ趣旨ヲ證シ業種ノ特性ヲ考慮シ實施ヲ圓滑整正ナラシムル如ク各業種毎ニ夫々主務省ニ於テ關係省ト協議ノ上具體的計畫ヲ樹立スルモノトス
 - (五) 整備要綱ヲ設定シタルトキハ企畫院ニ連絡スルモノトス

家
考
三

参
考
考

第三種工業部門ニ關スルモノヲ例示セバ左ノ如シ

寫眞用セラチン生産業

セルロイド加工業

ゴム利用工業

木毛セメント板生産業

有機ゴム薬品生産業

燐石膏生産業

製本業

紙製品生産業

履物生産業

小間物生産業

傘生産業

化粧品生産業

漆器生産業

玩具生産業

和酒製造業

薄荷加工業

除蟲菊加工業

照藥品生産業

參考

極秘

綜合戦力ノ増強ト産業整備トノ關係ニ就テ

一八五三一

(一) 産業整備ノ緊要性

昨年十二月十日大本營政府連絡會議決定「當面ノ戰爭指導上作戰
 物的國力トノ調整並ニ國力ノ維持増進ニ關スル件」中ニ「本件措
 置ニ伴ヒ昭和十八年度以降ニ於ケル戰爭元遂ニ遺憾ナカラシムル爲
 速ニ帝國ノ物的國力ノ維持増強ニ關シ萬般ノ劃期的施策ヲ斷行ス」
 ト定メアリテ、茲ニ所謂「劃期的施策」トシテ特ニ豫期セラレタル
 ハ、行政部門ニ於テ生産増強ニ障害ヲ與ヘアルモノヲ除去スルコト
 及産業部門ニ於テ物的國力ノ増強ノ爲ニ整備ヲ行フコトノ二ナリト
 ス。

而シテ本年二月十七日ノ衆議院「戰時行政特例法案外ニ特委員會」

ニ於テ該委員會ノ注意ヲ留シテ爲サレタル前田委員長ノ質問「日本
軍需物資ノ創期的増産ヲ目標ト致シマスル十八年度ノ決意經濟施策
ヲ断行スル爲ニ、平和産業ノミナラズ重化學工業方面ニ於テモ大規
模ノ企業整備ヲ断行スルノ已ムナキ情勢ヲ看取セラルルモ、之ニ對
シマシテハ既往ノ施設ニ止マラズ、新シキ構想ノ下ニ果斷ナル施策
ヲ講ズルノ必要ガアリト認ムルモノデアリマス、是ガ爲ニモ必要ナ
ル國家負擔ハ思ヒ切ツテ支出スル要アリト思ヒマス云々」ニ對シテ、
東條總理大臣ヨリ「御尋ネノ點ニ付キマシテハ、先程申述ベマシタ
ル計畫ニ依リマシテ、而シテ彈力アル施策ヲ講ジ、以テ基本軍需物資
ニ付テ出來得ル限りノ増産ヲ圖ラントスルモノデアリマス。之ニ伴
ヒ御話ノ如ク平和産業ハ固ヨリ重工業方面ニ於キマシテモ大規模ノ
企業整備ヲ断行スルノ要アリト考ヘテ居ル。デアリマス。而シテ是
ガ爲相當多額ノ費用ヲ要スルコトハ是亦當然デアリマス云々」ト答

辨アリタルハ、大東亞戰爭ノ現段階ニ於テ帝國ノ綜合戦力戦中經濟
國力増強上、大規模ナル産業整備ヲ断行スルコトノ緊要ナルヲ我ガ
官民共ニ認識シ且決意シアルヲ表明セルモノナリ。

(二) 産業整備ノ目的

新クテ茲ニ断行ヲ要スル産業整備ハ大東亞戰爭ノ現段階ニ對應シ
テ戰爭ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲國民戦時生活ノ確保ヲ期シツ
ツ皇國ノ綜合戦力戦中直接戦力ヲ急速且最高度ニ増強スル目的ヲ以
テ從來ノ企業整備ノ趣旨ヲ擴充シ新ナル構想ノ下ニ行ハルベキモノ
ニシテ、之ガ企劃實施ニ當リテハ左ノ二點ニ重點ヲ指向セザルベカ
ラズ。

(1) 戰爭遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ計画的ニ
轉活用シ之ヲ擧ゲテ戦力化スル爲産業ノ各部門ニ於ケル各種生産
要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備ス

ルコト

(四) 戦争ノ進展ニ伴ヒ愈々補充ヲ要スル部門ニ於テハ前掲ノ外特ニ企業系列ノ整調強化、生産機能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産能力ヲ最大限ニ昂揚セシムルコト

尙産業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戰時財政經濟ノ全體的運営ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進ンデ之ガ活潑強力ナル運営ヲ期セザルベカラズ

要スルニ戦力増強ノ爲ノ當面必須ノ方途トシテハ、畢竟皇國ノ内戰スルカラ急速且最高ニ發揮スルコトノ外ナク、皇國ノ現在ニ於テモ勞務、資材、設備等ニシテ未ダ戦力化セザレザルモノ尠カラズ、之等ヲ擧ゲテ重點部門ニ轉活用スルト共ニ、結果、充實サレタル重點部門ヲ更ニ組織化シ戦力化スルコトニ依リテ確固不抜ノ必勝態勢ハ確立スベシ。斯カル意味ニ於テ、超重點物資ノ増産達成ニ關スル

諸施策モ、或ハ之等ヲ目途トシテ是ニ決定セラレタル昭和十八年度ノ國家計畫ノ遂行モ、右ノ趣旨ニ基ク産業整備ノ實施ヲ前程トシテ初メテ可能ナリト謂ハサルベカラズ。

(三) 昭和十八年度國家計畫ト産業整備

(1) 國民動員實施計畫ニ於テ

閣議決定ノ該計畫策定ニ關スル「方針」中ニ「産業整備ハ國民動員上ノ必要ヲ考慮シ迅速且強力ニ遂行スルト共ニ休廢止企業ノ従業員者ニ付テハ國家ニ於テ計畫的ニ重點企業へ轉換ヲ圖ル」ト定メ、「産業整備ニヨリ轉出可能勞務者」トシテ五十九万餘人（礦工業部門ヨリ約三十八万人、商業部門ヨリ約二十一万人）ノ常時要員ノ供給ヲ計畫セリ。

(2) 物資動員計畫ニ於テ

普通鋼々材ノ配當計畫上「素材活用十二万噸」及「設備修理二十

万地」ヲ又、層鋼及層銃ノ供給力計畫上ニ特別回收五十万地」ヲ
期待シ、該計畫ニ關スル閣議決定ノ「副七」中ニ「産業整備ニ付
テモ之カ速急ナル具現ヲ期スルコト」ト定メラレタリ。

(3) 生産増充計畫ニ於テ

閣議決定ノ該計畫策定ニ關スル「一波方針」中ニ「内外地ニ於ケ
ル産業整備ノ進捗ニ伴ヒ之ニ依ル遊休設備資材ノ有効利用及消化
ニ依リ生産力ノ應急的増強ヲ期ス」ト定メラレタリ。

(4) 電力動員計畫ニ於テ

閣議決定ノ該計畫綱領中ニ「緊要ナル新規需要ニ對シテハ施設ノ
増充ニヨルモノノ外湖沼溪流等ノ利用強化電方使用ノ合理化等ニ
ヨル増加供給力及産業整備ニ伴フ需要ノ減退ニ對應スル供給力ヲ
動員シ極力其ノ充足ニ努ム」ト定メ、産業整備ニ依ル供給力抽出
ヲ約二十万「キロ、ワット」ト豫定セリ。因ニ本年度ニ於テ普通

鋼々材約十萬地ヲ充足シテ行フベキ施設増充ニ依リテ期待シ得ル
電力供給力増加ハ約三十万「キロ、ワット」ニシテ、之ニ比スル
トキ産業整備ニ依ル二十万「キロ、ワット」抽出ノ效果ハ甚大ナル
モノナリ。

(四) 産業整備ノ消極的部面ト綜合能力増強

爾ツテ惟フニ本年度ノ行フヘキ産業整備ハ敘上ノ如キ積極的部面ヲ
有スル反面ニ於テ顯著ナル消極的部面ヲ有スルモノナリ。例示セバ
全國ニ於テ數万ノ工場ガ廢休止セラレコトナリ、又鑛業關係ニテ
約四万七千人（石炭鑛業約一萬四千人金鑛業約三萬三千人）工業關
係ニテ約六十三萬人（商工省關係約五十五萬人鐵系製造業約八万人）
ノ從業者ガ轉職スル等ノ現状ナルニ依リ、産業整備ニ依ル廢業者
及廢休止企業ノ從業者ニ對スル援護又ハ共助金等ノ諸施策ニ進出ナ
キヲ期シ、以テ國民士氣ノ昂揚ニ欸意ノ支障ヲモ生起セシムルコ

ト緊要不可缺ナリ。

又、券務ノ配置轉換、金財類ノ回收並ニ工場及設備ノ雇用ニ當リテハ國家ノ要請ニ即應セシムル爲、預備ノ變動ヲ考慮スルヲ要スルモ之カ實施ハ、必要最少限ニ於テ已ムヲ得サル場合ニ行ウコトニ留意シ、以テ民心ニ不安乃至動搖ヲ與フルコトナカラシメザルベカラズ。

更ニ、本年度ノ産業整備ヲ行フ爲、國庫金支出並ニ國民更生金庫及産業設備營團等ノ資金支出ノ概算見込額ハ合計シテ數十億圓ノ巨額ニ對スルヲ以テ、之等ノ浮動資金化防止ニ万全ヲ圖ルト共ニ債權債務ノ處理、會社經理ノ肅正及關係會社ノ株價動搖阻止等ニ遺憾ナキヲ期セザルベカラズ。

要スルニ産業整備ハ其ノ積極的部面ニ於テ綜合能力ノ増強ニ密接ナル關係ヲ有スルノミナラズ、其ノ消極的部面ニ於テ國民ノ士氣昂揚

及戰時尙政經濟ノ全体的運営ニ秋毫ノ支障ヲモ生起セシメザル如ク
適切且周密ニ施策スルコトモ亦綜合能力ノ維持増進ニ重大ナル關係
ヲ有スルモノナリ。

企 業 院 編 談

「産業整備に関する諸要綱に就て」

(新聞發表案)

戦争の現段階に對處して凡有る施策が戦力増強の一點に集中されねばならぬことは申す迄もない。殊に超重點物資の増産必成を中心とする綜合戦力の急速且最高度の増強を期せんには之に即應する産業整備の整備強化を所行せねばならぬのである。仍つて、此等に関する諸事項に付鋭意策案を進めつつあつた處本日の閣議に於て基本的諸要綱を決定した。而して其の要旨は別紙の如くである。

即ち今回の産業整備の重點の一は未だ戦力化せられざるものの緊急

戦力化であり、之が爲必要なる部門に於ては総合的且計画的に整備を行ふことであり其の重點の二は軍需重工業、機械工業等の重點部門に於ても自ら右と別個の見地からであるが整備強化を所行すべきことである。言ひ換へれば戦力増強の途は畢竟皇國の内政する力を最高度に發揮することに外ならないが、勞務に、金屬資材に、設備にまだまだ戦力化せられざるものが少くない。之等をも挙げて重點部門に轉活用するに共に之によつて充實された重點部門を更に組織化し強力化することによつて右の戦力化が徹底するのである。

斯かる意味に於て超重點物資の生産達成に關する諸施策も、或は又此等を目途として遂に決定を見た昭和十八年度の國家計の圓滑なる遂行も、右の趣旨に基く産業整備の實施を前提として初めて可能となる譯である。

政府に於ては右の如き重大意趣を有する産業整備の圓滑且急速なる進捗を圖る爲積極的に施策を講じ、殊に整備に依り廢休止となるべき企業、轉廢業者及従業者等に對する措置に付ても、又戦時財政經濟の全体的運営に支障を生ぜしめざる措置に付ても万全の對策を講ずる所存であつて、之が爲必要とする諸案件は今回の臨時議會に於て協賛を

求むる筈であるが、他面國民の積極的協力に信頼し整備實施の爲にする法令の發動は之を必要の最小限に止むる方針である。

要するに本整備は戦争遂行の基底として悉かに達り遂げられねばならぬものであつて、戦時財政経済全般にも、國民戦時生活にも直接又は間接に至大の影響を持ち、之が急決なる實施には一大決意を以て臨むの要がある。さり乍ら決戦の運轉とも謂ふべき苛烈な戦争の現實に當面し愈々戦争の完遂、米英滅滅の熾烈な意欲に燃ゆる一億國民の覺悟を以てすれば敢えて軍事ではないと信ずる。此の際、從來の企業の整理統合に當つて動もすると一部の方面に發生し勝ちな、

消極的態度は悉く之を拂拭し、本整備こそ戦力増強を具現し皇國の戦勝を確固不拔ならしむるものなるの眞意遂に徹し、官民一途之が遂行に邁進致すべきものと存する次第である。

産業整備要綱要旨（案）

（一八五三一）

第一方 針

- 一 大東亞戦争ノ現段階ニ對處シテ戦争ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲國民戰時生活ノ確保ヲ期シツツ皇國ノ綜合戦力就中直接戦力ヲ急速且最高度ニ増強スル目的ヲ以テ從來ノ企業整備ノ趣旨ヲ擴充シ新ナル構想ノ下ニ産業整備ヲ實施スルモノトス
- 二 産業整備ニ當リテハ左ノ各點ニ重點ヲ指向スルモノトス
 - （一） 戦争遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ニ對シテニ轉活用シ之ヲ擧ゲテ戦力化スル爲産業ノ各部門ニ於ケル各種生産要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備スルコト
 - （二） 戦争ノ進展ニ伴ヒ愈々擴充ヲ要スル部門ニ於テハ前編ノ外特

ニ企業系列ノ整備強化、生産機能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産性ヲ最大限ニ昂揚セシムルコト

三、産業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戰時財政經濟ノ全體的運営ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進んで之ガ活潑活力ナル電燈ヲ期スルモノトス

第二 要 領

一、工業部門ノ整備

(一) 工業部門ノ内勞務ノ供出、金屬類ノ回收又ハ工場、設備ノ費用ニ寄與スルコト大ナル部門ノ整備ハ積極的ニ之ヲ推進セシム本部門ノ整備ニ當リテハ戰爭遂行並ニ國民戰時生活確保上必要ナル限度ノ生産力ハ之ヲ維持スルト共ニ空襲其ノ他ノ災害、物資供給關係ノ變動等ニ備へ或程度ノ設備ヲ保有シ尙軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ對スルモノハ可能ナル限リ其ノ轉用ヲ行

二、フモノトス

- (一) 軍需重工業、機械工業等ニ於テハ主トシテ方針三ノ(二)ニ基ク整備ヲ行フモノトス
- (二) 其ノ他ノ部門ノ整備ハ實情ニ即スル指導勸奨ニ依リ之ヲ實施ス

三、其ノ他ノ部門ノ整備

- (一) 工業部門ノ整備ニ即應シテ原材料、資材及製品ノ配給部門ニ關シテモ之ガ機能發揮ヲ強化スル爲所要ノ調整改善ヲ加フ
 - (二) 小賣業ノ整備ニ關シテハ概ネ前年度ノ趣旨ニ基キ之ガ適切且四滑ナル實施ヲ圖ル
 - (三) 工業部門及配給部門以外ノ部門ニ關シテハ整備ノ必要ニ應ジ別途之ヲ企畫實施ス
- 三、轉用及回收ノ措置

整備ノ實施ニ當リテハ工場及設備ノ專用並ニ金庫類ノ回收ヲ計登
的ニ行フモノトシ需要ノ緩急ヲ考慮シツツ計登量ノ確保ヲ圖ル

四 廢業者及從業者等ノ措置

廢業者及廢休止企業ノ資産設備ハ其ノ申出ニ依リ國民更生金庫
又ハ産業設備營團ヲシテ引取ラシメ廢業者及廢休止企業ノ從業
者ハ其ノ技能經驗ヲ活用シ得ル如ク考慮シツツ之ヲ軍需其ノ他ノ
重點部門ニ計登的ニ配置轉換ヲ行フモノトシ積極的ニ指導斡旋ニ
努ムルト共ニ此等ニ付テハ必要ニ應ジ國家ノ負擔ニ於テ生活授養
鍊成又ハ豫備配置等ノ措置ヲ講ズ

尙應召入營中ノ者及其ノ家族等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノ
トス

五 財政金融措置

産業整備ニ關シ必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルト共ニ
所要ノ事項ニ付實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ
産業整備ニ伴フ放出資金ノ浮動化防止等ニ關シ戰時財政經濟ノ全
體の運営ニ支障ヲ生ゼシメザル爲萬全ノ對策ヲ講ズルト共ニ此等
ニ關シ所要ヲ立法ヲ爲ス
六 以上各項ノ實施ニ關シテハ別ニ定ムル措置要綱ニ依ル

附

外地ニ於テモ本要綱ニ依リ産業整備ヲ行フモ其ノ特殊事情ハ之ヲ
考慮ス

別紙企畫院總裁上申

閣下第一六九號

昭和十八年六月三日

東京府大塚六丁目

昭和十八年六月三日

内閣總理大臣



内閣書記官長

呈

外務大臣

平

陸軍大臣

五

海軍大臣

五

大東亞大臣

表

内務大臣

為

司法大臣

不

遞信大臣

五

文部大臣

在

大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

農林大臣

在

陸軍大臣

農林大臣

五

厚生大臣

五

陸軍大臣

五